

令和元年第4回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和元年9月5日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	9番	徳永伸行
2番	野口裕子	10番	古賀知文
3番	原田勝	11番	小畠裕司
5番	古賀靖子	12番	中島宗昭
6番	北島好昭	13番	中島和正
7番	益田隆一		

4. 欠席議員 8番 菰方英二

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	平山浩一	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①会期の決定について

②町長の挨拶

③大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

④大木町夢あふれるまちづくり基金条例の制定について

⑤平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定について

⑥平成30年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

⑦平成30年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- ⑧平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑨令和元年度大木町一般会計補正予算（第2号）について
- ⑩令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- ⑪令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）について
- ⑫町道の路線の廃止について
- ⑬町道の路線の認定について
- ⑭平成30年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ⑮株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告について
- ⑯一般社団法人サステナブルおおき経営状況報告について
- ⑰一般社団法人クリエイティブおおき経営状況報告について
- ⑱一般社団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告について
- ⑲一般質問
- ⑳大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉑大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉒諸般の報告
- ㉓会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長 それでは、皆様、改めましておはようございます。

令和元年第4回大木町議会定例会冒頭に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月の定例会後、心配されました渇水から一転、7月の豪雨に引き続き、8月28日におきまして、佐賀、長崎、福岡、九州北部が豪雨に見舞われました。死者も発生する甚大な被害となっており、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興がなされることをお祈りいたしております。

先週の豪雨では、本町におきまして床下浸水、道路の冠水、農地への水の

流入等が発生をいたしております。執行部の皆様におかれましては、住民の安全・安心を守るために早期の避難所の開設等、迅速な対応を図られ、感謝を申し上げます。今後は冠水した農作物への被害等が心配されますので、引き続きの対応をお願いいたします。

さて、今定例会は平成30年度の決算議会でございます。本町施策の事業を改めて検証し、新年度へ向け有効な事業の展開を図り、予算の的確な執行を目指す活発な議論をご期待し、挨拶といたします。

ただいまの出席議員11名。したがいまして、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

なお、8番、菰方英二議員から病氣療養のため欠席の届け出が提出されております。

ただいまから、令和元年第4回大木町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は安藤代表監査委員に出席をお願いいたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月30日、議会運営委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。小島裕司委員長。

小島委員長　皆さん、おはようございます。去る8月30日、議会運営委員会を開催し、令和元年第4回大木町議会定例会の会期日程等について協議した結果、会期を本日から9月20日までの16日間と決定しておりますので、ご協力をお願いし、委員長報告といたします。

議長　お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から9月20

日までの１６日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。委員長、ありがとうございました。

日程第２、ここで議案審議に入る前に町長の挨拶を許します。境町長。

境町長　皆さん、おはようございます。

本日ここに令和元年第４回大木町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、先ほど議長もご挨拶の中で触れられましたけれども、先月２７日から２８日にかけての九州北部地方を襲った記録的豪雨により各地に甚大な被害をもたらしましたが、被災された地域の皆様には心からお見舞いを申し上げると同時に、一刻も早い復興を願っております。

本町におきましても、２８日午前５時５０分に大雨特別警報が発令され、山ノ井川、花宗川周辺住民２，８２７世帯、７，９９５人に避難勧告を発令いたしました。今回の豪雨により山ノ井川が溢水し、周辺の家屋を中心に床下浸水や倉庫浸水、また農地の冠水による農作物などへの被害が発生をいたしております。ことしは、観測史上最も遅い梅雨入りから始まり、記録的な少雨による深刻な水不足に見舞われ、７月２１日早朝には一転して記録的な豪雨により、特に久留米市などでは大きな被害が発生をいたしましたが、本町におきましても農地の冠水による農業被害などが発生いたしております。

その後、２つの台風が接近し、今回の記録的な豪雨と続き、ことしの夏は気

象災害対応に迫られた季節になりました。

近年では毎年全国各地、また世界中で異常気象による災害が頻発しており、地球温暖化の影響がまさに年々深刻化していると感じています。これまでの常識では考えられない、経験したことがない気象災害がいつ起こるかわからない、そんな時代に突入し、災害に対する備えや覚悟が必要だと痛感をいたしております。

特に、大きな災害が発生したときには、自治体や消防などの対応、いわゆる公助には限界があり、自分で身を守る自助、地域や近隣住民が助け合う共助の重要性が指摘をされております。災害対応だけではなく急速な人口減少、少子高齢化社会を乗り切るための重要なポイントは、地域コミュニティの再生・活性化であり、自分たちの地域は自分たちで守るという自治意識の醸成が求められております。

そんな中で、近年、地域のお祭りやさまざまなイベントが行われ、地域再生の動きが活発化しており、行政といたしましても地域再生の支援に力を注いでまいります。

住民の皆さんと一緒にこれまで築き上げてきた循環・協働のまちづくりをさらに進化させ、持続可能な活力あるまちづくりを目指してまいりる所存でございますので、議員各位の一層のご支援をお願い申し上げます。

さて、9月定例町議会に提案をさせていただきました議案等は、条例の一部を改正するもの1件、新たな条例の制定について1件、認定案件として、平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算認定ほか特別会計2件、企業会計1件、予算案件では、補正予算で一般会計を初め特別会計1件及び企業会計1件、町道の路線の廃止1件、認定1件の計11件でございます。また、報告として5件がございます。

いずれの案件も町政運営上緊要なものでございますので、慎重なご審議の上、議決、承認賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長 町長の挨拶を終わります。

また議場内、まだ暑うございますので、上着をとられても結構です。

それでは、日程第３、議案第３７号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第３７号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和元年９月５日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第３７号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、総務省

から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正通知が発出されたことに伴い、大木町印鑑条例の一部につき所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長 議案第 37 号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

今回の改正につきましては、国において住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 17 日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年 11 月 5 日に施行されることに伴い本町印鑑条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、住民基本台帳に旧氏が記録されることに伴い印鑑登録にも旧氏が用いられるようになることから、規定の整備を行ったものであります。

お手元に新旧対照表をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。新旧対照表の 1 ページの第 2 条の改正でございます。

法律改正に合わせての改正で、字句の変更を行ったものです。

続きまして、新旧対照表の 1 ページの第 5 条及び 2 ページの第 11 条の改正でございます。

新たに旧氏についての事項を追加したものです。

続きまして、新旧対照表の 2 ページの第 2 条の改正でございます。

現在、印鑑登録証明は、印鑑登録システムにより印鑑票の印影をスキャナーで取り込み、磁気ディスクに保存したものをプリンターから出力しておりますので、そのことについての事項を追加したものでございます。

以上で、大木町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第37号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第３、議案第３７号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第３７号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第３８号大木町夢あふれるまちづくり基金条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第３８号大木町夢あふれるまちづくり基金条例の制定について。

次のとおり大木町夢あふれるまちづくり基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和元年９月５日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第38号大木町夢あふれるまちづくり基金条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、ふるさと納税制度により大木町を応援するために寄せられた寄附金を、寄附者の思いを実現するための財源として活用するために新たに基金を設置するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。的場会計課長。

会計課長 議案第38号大木町夢あふれるまちづくり基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、ふるさと納税制度の寄附金を実施する事業の財源に充てるため、基金を新たに設置するものです。

内容についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

第1条の設置では、ふるさと納税制度により寄せられた寄附金を、まちづくりの用途として活用する特定目的の基金であることを定義づけしております。

第2条の積み立てでは、基金の積み立てる額を、一般会計歳入歳出予算に計上した額を積み立てることを定義しております。

第3条の管理では、寄せられた基金の保管方法について定義したものでございます。

第4条は、運用益の取り扱いについて規定しています。規定によって生じた利息は基金に入れることとしています。

第5条の処分については、予算の範囲において事業の経費に充てることができることをうたっております。

第6条の委任では、この条例で定めている以外に必要な事項については規則において定めることを規定しています。

以上で、議案38号大木町夢あふれるまちづくり基金条例の制定についてのご説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小畠裕司議員。

小畠裕司議員 6条の委任の中で、この条例に定めるものがこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということがうたっております。この規則というのはいつごろ出てくるのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 本制度の基金条例の規則につきましては、今現在策定中でございます。作成の予定につきましては9月末を予定しておるところでございます。

以上でございます。

議長 小島議員、よろしいですか。

小島裕司議員 はい。

議長 ほかにございませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 初めての質疑で、ちょっとうまく言えるかどうかわかりませんが、1条のふるさと納税。この条例の文面ですけれども、ふるさと納税制度による大木町を応援するために寄せられた寄附金（以下「寄附金」という。）という括弧書きがありますけれども、以下に寄附金が出てこない場合でもこのように書く必要があるのでしょうか。そのあたりを聞きたいと思ひまして、よろしくお願い致します。

議長 答弁を許してよろしいですか。はい、答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 2番、野口裕子議員の質問についてお答えいたします。

本条例の制度においては、今現在のところ、「以下寄附金」に対する「ふるさと納税制度による大木町を応援するために寄せられた寄附金」という文言が出ておりませんが、条例を改正したときに、また同じような内容が出てきたときを想定して、この場合、わかりやすくするためにあらかじめ寄附金ということで記述しているところでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

野口裕子議員 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 第3条にある「基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管するものとする。」とあります。それは資産運用委員会の中で検討しながらしていくということですが、それからまた、この資金を流用する場合もそういった運用委員会とか、また新たな運営委員会とか、そういった中で検討されるのか。以上2つお願いします。

議長 答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 12番、中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

ここで基金で、第4条の基金の運用から生じる利益について、3条については、この基金の制定については、あくまでもふるさと納税の事業に充てる基金でございますので、特別な運用方法、例えば債券を買って運用するとか、そういうことではなくて、あくまでも……

議長 会計課長、じゃ、ちょっと一度暫時休憩を入れてよろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開をいたします。

答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 12番、中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

ここで定めている運用におかれましては、本町の中に公金運用委員会がございまして、その中で協議を図って進めていく予定としております。

そして、次に基金の流用についてお答えします。

公金の運用につきましては、4条のところで予算を計上して予算化して事業に充てるということをまたしておりますので、そちらのほうと、かつ予算化して実施していく予定としております。

以上でございます。

議長 よろしいですか、12番。じゃ、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 大体のことわかるんですけども、資産運用委員会ではなくて、公金運用委員会の中でということで、そういったことであれば、3条をわざわざ明記する必要があるのかと思いました。どうでしょうか。

議長 それでは答弁を許します。境町長。

境町長　　１２番、中島議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、基金ですから、一定のお金を積むわけですから、その適正な運用方法については、やはり条例をつくる以上は項立てをしておく必要があると。ほかの基金も全部条例でうたっておりますけれども、ほかの条例においても全てこういうような適切な運用ということに関する条項は全て立てております。

ただ、ふるさと納税、ここの条例の名前が夢あふれるまちづくり基金条例ということで、せつかくふるさと納税ということで大木町を応援していただくわけですから、日ごろ一般会計ではなかなかできないような、ちょっと夢のある、抽象的な言い方ですけれども、そういう事業を寄附対象事業として掲げさせていただいて、それに対する寄附をしていただく。その寄附金が集まった状況でその事業を実施していくというような、そういうようなスキームで今後取り組んでいくというふうに思いますけれども、具体的なその資金の運用、事業化に向けてどのような手続でやっていくか等については規則の中で定めていくということになろうかと思います。

以上で答弁を終わります。

議長　　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第３８号については、会議規則第３８条第３項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、議案第３８号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第４、議案第３８号大木町夢あふれるまちづくり基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第３８号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第３９号平成３０年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第３９号平成３０年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３条第３項の規定により、平成３０年度大木町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年９月５日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第３９号平成３０年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

平成３０年度大木町一般会計の決算につきましては、歳入総額６億７,４３３万９,０００円に対し、歳出総額６億５,１４７万円であり、歳入歳出差引額は２億４,２８６万９,０００円となり、また、この額から翌年度へ繰り越すべき財源である１,９２６万７,０００円を差し引くと、実質収支額は２億２,３６０万２,０００円の黒字となったものでございます。

また、決算額を前年度と比較いたしますと、歳入で９億１,８２８万５,０００円、１５．６％の増、歳出で８億４,５６６万４,０００円、１４．８％の増となっており、ふるさと納税関連事業の増、地域創業・交流支援センター交流広場整備工事などが主要な要因となっております。

次に、平成30年度決算における主な財政指標でございますが、財政構造の弾力性の指標であります経常収支比率につきましては、平成29年度と比べ2.0%増加し88.2%となっております。

また、町債残高につきましては50億5,097万円となり、平成29年度末の現在高と比べ1億2,110万円の減となっております。

また、積立金残高につきましては39億5,510万6,000円と、平成29年度と比べ2億6,505万7,000円の増となっております。

引き続き経常経費を抑制し、財政が硬直化しないように取り組んでまいります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。決算書39ページ、1款議会費より2款総務費まで、順次お願いいたします。的場会計課長。

会計課長 平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算書39、40ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額7,224万4,000円、支出済額7,195万5,911円、翌年度繰越額ゼロ、不用額28万8,089円となっております。主要な施策の成果では、1ページから2ページに記載しております。

主な内容は、議会運営及び議会活動に要した経費で、1節報酬3,482万4,000円から19節負担金補助及び交付金48万円まで支出となっていま

す。なお、以下の説明において人件費の説明は省略させていただきます。

以上です。

総務課長 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額 2 億 6, 3 0 5 万 6, 0 0 0 円、支出済額 2 億 5, 9 7 1 万 2, 2 0 4 円、不用額 3 3 4 万 3, 7 9 6 円となっております。

主要な施策の成果は 3 ページから 7 ページをお願いいたします。

主な支出は、1 節報酬 2, 1 2 8 万 7, 7 0 0 円は、区長報酬 2, 0 7 7 万 5, 7 0 0 円ほか各種委員会の委員報酬でございます。不用額は、特別職報酬等審議会、情報公開審査会、公務災害認定委員会及び行政不服審査会において、申し立てや審査案件がなかったため、審査会等を開催する必要がなかったことによるものでございます。

決算書の 4 1 ページ、4 2 ページをお願いいたします。

5 節災害補償費、支出額はありません。不用額は、発生予算で計上しました非常勤職員の公務災害がなかったため、支出の必要がなかったものです。

1 3 節委託料 1, 0 2 8 万 9, 0 0 5 円は、大木町シルバー人材センターに委託しております庁舎管理委託料 6 9 5 万 5, 0 9 4 円ほか、文書配布委託、マイクロバス運転委託、顧問弁護士委託料及び 4 4 ページの中段でございます職員健康対策事業として、臨時・非常勤職員の健康診断委託料などでございます。

4 1 ページ、4 2 ページをお願いいたします。

1 9 節負担金補助及び交付金 1, 3 6 7 万 5, 5 9 2 円は、これも 4 4 ページをお願いいたします。

こちら上段の行政区の組や班へ交付する地域連絡調整推進助成金 9 1 4 万 8,

０００円のほか、福岡県市町村福祉協会負担金、木造戸建住宅耐震改修補助金、区長会補助金及び中段の人材育成事業としての職員研修等負担金並びに健康対策事業としての職員総合健診負担金などがございます。

もう一度、４１ページ、４２ページをお願いいたします。

２３節償還金利子及び割引料、支出額はございません。不用額は、発生予算で計上しております返還金等の案件がなかったため、支出の必要がなかったものでございます。

決算書４５ページ、４６ページをお願いいたします。

２目文書広報費、予算現額８８８万２，０００円、支出済額８５０万８，３３６円、不用額３７万３，６６４円となっております。主要な施策の成果は７ページをお願いいたします。

主な支出は、１２節役務費４０６万１，７１４円は、後納郵便料などの通信運搬費でございます。

１３節委託料２１９万２，４００円及び１４節使用料及び賃借料１７７万２，１３７円は、例規システムの使用料及び例規集の更新に要した費用でございます。

以上でございます。

会計課長　　３目財政管理費、予算現額５７２万３，０００円、支出済額５７０万８，７３６円、翌年度繰越額ゼロ、不用額１万４，２６４円となっております。主要な施策の成果では、７ページに記載しております。

主な支出につきましては、１３節委託料５４８万６，４００円の支出で、内容といたしましては、地方公会計財務書類作成支援委託料として支出しております。

4目会計管理費、予算現額338万4,000円、支出済額322万7,318円、翌年度繰越額ゼロ、不用額15万6,682円となっております。主要な施策の成果では、8ページに記載しております。

主な支出としましては、19節負担金補助及び交付金108万円の支出で、内容としましては、庁舎内に設置している指定金融機関派出所の経費に対する負担金でございます。

以上でございます。

総務課長 決算書47ページ、48ページをお願いいたします。

5目財産管理費、予算現額3,590万4,000円、支出済額3,483万4,868円、不用額106万9,132円となっております。主要な施策の成果は8ページ、9ページをお願いいたします。

主な支出は、11節需用費878万3,687円は、庁舎、子育て交流センター及び西別館の光熱水費589万9,474円のほか、庁舎の冷暖房燃料費や修繕料でございます。

13節委託料1,866万5,477円は、こちらも庁舎、子育て交流センター、西別館の清掃委託料842万4,000円のほか、浄化槽、冷暖房空調設備、エレベーターなどの保守点検委託料及び50ページをお願いいたします。

こちら上段に記載しております公共施設長寿命化計画策定業務委託料549万8,000円で、アクアス、大溝保育園、大莞コミセン、運動公園、環境プラザ、循環センター及びやすらぎ苑の7施設の劣化調査を実施しております。

47ページ、48ページをお願いいたします。

15節工事請負費132万9,652円は、庁舎の非常用放送設備更新工事、受水槽及び倉庫、外階段塗装工事及び子育て交流センター、総合体育館へのL

AN配線工事費として支出をしております。不用額は、入札残や発生予算で計上しております庁舎等施設整備工事費が見込み額よりも少なかったことによるものでございます。

以上でございます。

企画課長 49、50ページのほうをお願いいたします。

6目企画費、予算現額9億6,443万5,000円で、支出済額が9億5,084万5,786円、不用額が1,358万9,214円となっております。この科目では、広報紙の発行を初めとする広報公聴事業や情報通信網維持管理事業、ふるさと納税事業等に係る予算を執行しております。事務の詳細につきましては、主要な施策の成果9ページから12ページに記載をしております。

主な支出につきましては、8節報償費6億5,010万7,014円は、主にふるさと納税事業の寄附者への返礼品代6億4,999万1,434円でございます。

11節需用費373万5,513円は、主に広報公聴事業の広報おおき等の印刷製本費202万7,288円、ふるさと納税事業のインクカートリッジ等事務用品代93万6,340円でございます。

12節役務費2億4,267万2,269円は、主にふるさと納税事業の寄附者への返礼品送料1,656万4,804円、インターネット決済手数料として2億2,610万865円などでございます。

13節委託料3,161万316円は、主に情報通信網整備維持管理事業のICT基盤施設保守業務委託料2,053万272円、ふるさと納税事業でWAKKAへの事務委託料561万8,484円などでございます。

14節使用料及び賃借料462万5,904円は、情報通信網整備維持管理

事業のＩＣＴ基盤施設設置占有料でございます。

１９節負担金補助及び交付金７４３万６，４６０円は、主に企画事務費の県西鉄バス路線維持補助金２７２万４，０００円や久留米広域市町村圏事務組合負担金１４３万８，０００円などでございます。

２６節寄附金９９７万１，１２０円は、ふるさと納税事業における北海道厚真町への災害支援寄附金の代理受領分でございます。補正予算額８億８，０７５万８，０００円につきましては、主にふるさと納税事業における返礼品代６億１，７２０万円、インターネットサイト利用料２億２，０３８万４，０００円などでございます。また、不用額１，３５８万９，２１４円の主な要因は、ふるさと納税事業でインターネットのサイト利用料につきまして見込み額を下回ったことによるものでございます。

以上でございます。

総務課長 決算書５１ページ、５２ページをお願いいたします。

７目公平委員会費、予算現額１万８，０００円、支出済額９，０００円、不用額９，０００円となっております。主要な施策の成果は１２ページをお願いいたします。

１節報酬９，０００円は、公平委員会定例会１回分の委員報酬でございます。

８目交通安全対策費、予算現額２２５万２，０００円、支出済額２２０万６，０８０円、不用額４万５，９２０円となっております。主要な施策の成果は１２ページをお願いいたします。

主な支出は、１９節負担金補助及び交付金１９３万４，４００円は、高齢者運転免許証自主返納支援助成事業としまして、４９人に対し４８万５００円のタクシー利用助成を行ったほか、大川大木交通安全協会補助金などござい

す。

以上でございます。

会計課長 9目財政調整基金費、予算現額2億6,505万7,000円、支出済額2億6,505万7,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額ゼロとなっております。

53、54ページをお願いいたします。

25節積立金2億6,500万円となっております。財政調整基金へ1億5,600万円、大木町公共施設整備基金へ1億900万円、それぞれ積み立てを行っております。

以上でございます。

総務課長 10目情報処理費、予算現額5,003万8,000円、支出済額4,884万6,752円、不用額119万1,248円となっております。主要な施策の成果は13ページに記載をしております。

主な支出は、11節需用費837万3,676円は、総合行政システム専用帳票及び窓あき封筒の印刷製本費572万6,426円ほか、無停電電源装置バッテリー交換などの修繕料並びにプリンタートナーなどの消耗品費でございます。不用額は、印刷製本費における総合行政システム専用帳票の数量の減少及び入札残によるものでございます。

13節委託料1,296万5,616円は、マイナンバー旧姓併記対応システム業務委託料114万4,800円のほか、総合行政システム保守委託料1,182万816円でございます。不用額は、発生予算として計上してございました新規のソフトウェア開発業務がなかったことによるものでございます。

14節使用料及び賃借料2,111万6,376円は、電算機器及び総合行政システムソフトウェアなどのリース代でございます。

以上でございます。

企画課長 11目まちづくり活性化推進事業費でございます。予算現額3,532万1,000円で、支出済額3,427万738円、不用額が105万262円となっております。

この科目では、校区や地域におけるコミュニティ活動への支援や、さるこいフェスタの開催等に係る予算を執行しております。事務の詳細につきましては、主要な施策の成果13ページから15ページに記載をしております。

主な支出につきましては7節賃金が705万8,572円で、内訳としましては、まちづくり活性化推進事業、校区地域コミュニティ推進事業、まち歩き事業に係る嘱託職員3名分の賃金でございます。

14節使用料及び賃借料279万6,386円は、次ページのほうをお願いいたします。

主に校区地域コミュニティ推進事業で大溝校区コミュニティセンター施設の賃借料220万3,200円でございます。

18節備品購入費406万5,897円は、校区地域コミュニティ推進事業で地域や校区のコミュニティセンター備品の購入費となっております。

19節負担金補助及び交付金1,582万8,588円は、主に校区地域コミュニティ推進事業で町補助金による地域コミュニティ施設や備品の整備補助金が420万4,000円、校区や行政区の地域づくり活動の支援助成金が808万6,800円でございます。

補正予算額4万5,000円につきましては、校区地域コミュニティ推進事

業において、宝くじ助成事業の交付決定を受けたことによる地域コミュニティ施設の備品購入費の増額２６３万６，０００円や、土地対策及び景観土地利用推進事業におきまして、条例制定事務の遅延による減額２５９万１，０００円などがございます。また、不用額１０５万２６２円の主な要因は、校区地域コミュニティ推進事業で備品購入に際し入札残が生じたことによる地域コミュニティ施設整備補助金２９万６，０００円や、校区コミュニティセンターにおける節電等による光熱水費が不用となったものでございます。

以上でございます。

総務課長　　１３目防災諸費、予算現額８９３万３，０００円、支出済額８４０万７，３８９円、不用額５２万５，６１１円となっております。主要な施策の成果は１５ページ、１６ページをお願いいたします。

主な支出は、１１節需用費５０万５３０円は、防災対策推進事業として災害備蓄用品購入のための消耗品、食料費のほか、５８ページ上段に記載しております自主防災組織育成事業費としての活動支援用品購入のための消耗品費、防災設備整備管理事業としてＭＣＡ防災無線スピーカーの電気料などがございます。不用額は、発生予算として計上しておりますＪアラート及びＭＣＡ無線設備修繕料の支出が少なかったことによるものでございます。

１３節委託料３９４万２，０００円は、Ｊアラート新型受信機更新事業委託料２７０万円のほか、Ｊアラート及びＭＣＡ無線設備機器等保守点検委託料などがございます。

１９節負担金補助及び交付金３２７万７，０００円は、福岡県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業費負担金３１３万６，０００円のほか、既設の福岡県防災行政情報通信ネットワーク設備管理費の負担金でございます。

14目安全安心まちづくり推進事業費、予算現額496万円、支出済額48万3,673円、不用額7万6,327円となっております。主要な施策の成果は16ページに記載をしております。

主な支出は、11節需用費274万4,208円は、防犯設備整備管理事業として防犯灯の電気料及び153カ所分の修繕料でございます。

15節工事請負費129万6,000円は、LED防犯灯41カ所分の新設工事費でございます。

以上でございます。

産業振興課長 15目地方創生費でございます。この科目は大木町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業を推進する施策として、移住定住促進事業及び都市農村交流事業費などに係る予算を執行しております。予算現額8,242万4,000円に対し、支出済額は7,677万2,385円、不用額565万1,615円となっております。事業の詳細につきましては、主要な施策の成果の17ページから19ページに記載しております。

1節報酬1,247万円は、地域おこし隊員への報酬でございます。

59ページから60ページをお願いいたします。

7節賃金184万4,410円は、都市農村交流事業の非常勤職員の賃金でございます。

13節委託料2,432万938円の内訳といたしまして、地域ポイントシステム制度導入に係る委託料187万9,200円、大木町地域創業・交流支援センター事業推進委託2,054万3,760円。これは当センターにおいてプロジェクトマネジャー5名を雇用し、まちの魅力であります食・農を中心に交流PR活動を行い、また農産物の新商品開発支援のほか、地域ブランディ

ングなどの事業委託費でございます。出会い応援事業運営委託費 6 2 万 5, 5 1 4 円は、婚活出会いイベント事業費でございます。都市農村交流事業費といたしまして、春日つながりサロン事業のほか 1 件の 4 8 万 2, 0 0 0 円などがございます。

1 5 節工事請負費 3, 0 4 4 万 6, 2 8 0 円の支出の主なものといたしまして、R V パーク整備事業費 3 0 7 万 4, 7 6 0 円、大木町地域創業・交流支援センター交流広場整備工事 2, 7 3 7 万 1, 5 2 0 円、これは駐車場の舗装工事、それと植栽工事などに支出したものでございます。

1 9 節負担金補助及び交付金は、地域おこし隊員の活動助成金 7 2 3 万 5, 8 6 0 円でございます。不用額の主なものは、大木町地域創業・交流支援センター交流広場整備工事費及び地域おこし隊員への活動助成金によるものでございます。

以上でございます。

税務町民課長 2 項徴税費、1 目税務総務費です。主要な施策の成果は 2 0 ページに記載しております。予算現額 7, 4 7 3 万円、支出済額 7, 3 9 4 万 7, 4 2 9 円、不用額 7 8 万 2, 5 7 1 円となっております。

次のページ、6 1、6 2 ページをお開きください。

主な支出は、7 節賃金、支出済額 6 8 5 万 7, 9 0 0 円につきましては、臨時雇い賃金、非常勤職員の賃金です。

1 3 節委託料、支出済額 4 5 5 万 1, 2 7 0 円、これにつきましては、課税関連業務委託で給与支払い報告書入力業務委託として 3 7 万 3, 0 8 6 円、収納管理システム改修業務委託料 1 2 0 万 9, 6 0 0 円、不動産鑑定評価委託料 3 9 万 3, 1 2 0 円、地番図等修正業務委託料として 2 1 2 万 7, 6 0 0 円が

主な支出となっております。

続きまして、２目賦課徴収費です。主要な施策の成果は２０、２１ページに記載しております。予算現額９０２万３，０００円、支出済額８３５万９，５３０円、不用額６６万３，４７０円となっております。

次のページ、６３、６４ページをお開きください。

主な支出につきまして、１２節役務費、支出済額３２６万７，６１９円で、主に納税通知や督促状等の通信運搬費です。

２３節償還金利子及び割引料、支出済額５００万３，８３１円で、過年度の過誤納金等の払戻金でございます。

続きまして、３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費です。主要な施策の成果は２１、２２ページに記載しております。予算現額３，８８５万８，０００円、支出済額３，８０１万６，６９３円、不用額８４万１，３０７円となっております。

主な支出は、１３節委託料、支出済額１８１万２，６４５円につきましては、戸籍総合システム保守サービス業務委託料１６２万９，０４５円等が主な支出となっております。

１４節使用料及び賃借料、支出済額４６４万９，６１６円、これにつきましては戸籍総合システム機器等リース料２８５万２，７１２円及び戸籍総合システムソフト使用料１４２万５，６００円が主な支出となっております。

１９節負担金補助及び交付金、支出済額１１２万４，６００円につきましては、次のページ、６５、６６ページをお開きください。

地方公共団体情報システム機構負担金として１１１万８，６００円が主な支出であります。

続きまして、４項選挙費、１目選挙管理委員会費です。主要な施策の成果は

22ページに記載しております。予算現額50万8,000円、支出済額49万7,281円、不用額1万719円となっております。

主な支出は、1節報酬、支出済額37万6,000円で、これは選挙管理委員4名に対する報酬でございます。

9節旅費はゼロ円ではありますが、これは選挙管理委員長会議が県知事選挙の説明会とあわせて開催されたため、4目の県知事県議選挙費から支出しているためであります。

続きまして、2目選挙啓発費です。主要な施策の成果23ページに記載しております。予算現額20万7,000円、支出済額14万935円、不用額6万6,065円となっております。

主な支出は、8節報償費、支出済額7万8,163円で、明るい選挙推進講演会における講師謝金及び明るい選挙推進協議会委員の報酬が主な支出です。

続きまして、3目町長選挙費です。主要な施策の成果は23ページに記載しております。予算現額136万円、支出済額134万7,893円、不用額1万2,107円となっております。

主な支出は、1節報酬、支出済額3万7,000円は、投開票管理者の報酬となっております。

11節需用費、支出済額49万5,788円で、入場券代及び投票用紙印刷代でございます。

12節役務費28万6,358円は入場券の郵送代です。

次のページ67、68ページをお開きください。

4目県知事県議選挙費です。主要な施策の成果は23ページに記載しております。予算現額306万1,000円、支出済額250万7,371円、不用額55万3,629円となっております。

支出につきましては、1 節報酬、支出済額 3 0 万 1, 0 0 0 円は、投開票管理者の報酬となっております。

1 1 節需用費、支出済額 5 0 万 9, 4 8 7 円で、入場券代及び消耗品代でございます。

1 2 節役務費 4 0 万 4, 6 8 8 円は、入場券の郵送代及び計数機等の点検費でございます。

以上です。

企画課長 5 項統計調査費、1 目統計調査総務費でございます。この項目につきましては、主に職員人件費でございますので、説明を省略させていただきたいと思います。

次ページをお願いいたします。

2 目各種統計調査費でございます。予算現額 5 9 万円、支出済額 4 6 万 2, 3 8 7 円、不用額が 1 2 万 7, 6 1 3 円となっております。この科目は各種統計調査の実施に要する調査員報酬や事務用品等に係る予算を執行しております。事務の詳細につきましては、主要な施策の成果の 2 3 ページに記載しております。

主な支出につきましては、1 節報酬が 3 5 万 1, 4 9 1 円で、工業統計調査、住宅・土地統計調査の調査員 8 名分及び指導員 1 名分の報酬となっております。

以上でございます。

会計課長 6 項監査委員費、1 目監査委員費、予算現額 8 5 万円、支出済額 8 1 万 4, 4 5 4 円、不用額 3 万 5, 5 4 6 円となっております。主要な施策の成果は 2 4 ページに記載しております。

主な支出につきましては、1 節報酬 5 5 万 6, 0 0 0 円の支出で、監査委員 2 名分の報酬です。

9 節旅費 1 9 万 4, 8 9 0 円で、監査委員全国研修の費用弁償及び旅費等でございます。

以上でございます。

議長 ここで、1 款議会費及び 2 款総務費について質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。7 番、益田隆一議員。

益田隆一議員 簡単な質問なんですけれども、4 4 ページです。ドライブレコーダー購入費とあるんですが、これは公用車プラスのバスとかも含めて、どこまでの範囲でついているのかというのをお尋ねします。

議長 それでは答弁を許します。総務課長。

総務課長 益田議員のご質問にお答えいたします。

一応ドライブレコーダーにつきましては、特殊車両を除く公用車については全て、消防自動車とかそういったものを除くものについては全て設置をさせていただいております。

以上でございます。

議長 続けて、7 番、益田隆一議員。

益田隆一議員 続きまして、主要な施策ですか。主要な施策の成果のところ

で9ページにあります企画費、9ページの一番下にあります加入推進のための取り組み、この5つ。成果は多分出ていると思いますので、どういう成果が。特に気になるのが、丸ポツの2の転入者工事無料キャンペーンでどれぐらい来られたのかとか。あと、その下にあります民間集合住宅加入促進でキャンペーンを行って、どれだけの成果があったのかをお尋ねしたいと思います。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 さくっとお答えしたいところですが、手元に資料を持っておりませんので、概略で申し上げますと、こういった取り組みを含めて、現在、加入率、世帯で申し上げますと、約30%の加入率になっておるということで、詳細については後ほどお手元のほうにお届けさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ございますか。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 まず、50ページの委託料の中で、財産管理費の中の委託料で、公共施設の長寿命化計画策定業務委託というのがございます。これはもう29年度、30年度に実施した公共施設の劣化調査の結果という話で、主要な施策のところであつてありますので、これはその調査結果というのは公開されるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 ご質問にお答えいたします。

まず、公共施設の長寿命化計画ということで、基本方針を含め財源・財政の効果とか、あるいは今後どのようにこの計画に基づいて運用していくか。そういったものが載っている計画だということでご承知いただければと思います。

ご質問の公表についても成果分がもう上がってきておりますので、速やかに公表をしたいと考えております。

以上です。

議長 11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 続けてすみません。

同じページの中で、役務費の中で、着ぐるみのクリーニング代というのが出てきております。これはいつ、どこで、こういった形で着ぐるみを着られたのか、そこをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 それでは答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 議員のご質問にお答えしたいと思います。

着ぐるみにつきましては、年間さまざまなイベント等に活用しておりまして、例えば農業まつりであったりとかWAKKAのいろんな行事、道の駅の周年記念行事、こういった等々に活用させていただいておるわけございまして、そういった中で、必要に応じて天気のぐあいとかで汚れがひどいときについては、その都度行ったりとかということで、適時クリーニングさせていただいておる

という状況でございます。

以上です。

議長 よろしいですか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 汚れてクリーニングするというのは大変いいかと思うんですが、けれども、最近地球温暖化のために温度が高くなっておりますので、中に入っている方は多分職員の方だろうなと思っております。事故がないよう、健康に留意されるよう気をつけていただきたいと思いますと思っております。

あわせて、続けて質問よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

小島裕司議員 52ページのところで、負担金で高齢者免許返納対策事業助成金ということで上がってきております。これの、いまいち、主要な施策を見てみますと49名ということで、まだまだいらっしゃるのではないかと。最近やはり高齢者の事故等々ふえておりますので、もう少し広報活動なりをして町民に知らしめるのが適切なのではないのかなと思っております。今後の展開を含めてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。境総務課長。

総務課長 小島議員のご質問にお答えしたいと思います。

本事業の周知につきましては、広報等によりまして年2回周知をすること

で計画しております。春先５月、年度が始まってから１回と、これが今後１回行いたいと思っております。

議員ご指摘というか、発言のとおり、昨今のさまざまな高齢者の事故があっていることから、最近申請件数がふえているというような状況であろうかと思っています。広報等以外の機会も、やはり何かいろいろそういった機会がありましたら、ぜひ行政としていろんな、その形ではそんなにございませんが、全体的にいろんな高齢者が集まれる機会でありますとか、そういった機会を利用して周知というかＰＲ等をさせていただければと思っております。

議員の皆様方にも、ぜひ地域あたりの集会とか、そういったものに参加されるあたりはご協力いただければ幸いじゃないかと思っているところでございます。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございますか。６番、北島議員。

北島好昭議員　ちょっと小さいこと。これはもう質問にならないかと思うんですけども、主要な施策の１５ページの防災諸費です。一応この中で災害備蓄用品について紹介してあるんですけども、私はこの中でとりわけ食料品というのが、消費期限を迎えるような食料品について、もし廃棄処分ということを考えているということであれば、今よくマスコミ等でも取り上げられますが、経済的に困難な家庭の子供たちに子ども食堂という場を通じて提供するとか、いろいろ有効活用の方法があろうかと思っています。もし今廃棄という方針しかないのであれば、ぜひ有効な活用を検討いただきたいということを申し上げておきたいと。

以上です。

議長 じゃ、意見ということで。

ほかにございますか。

質疑なし

議長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、続いて69ページ、3款民生費より4款衛生費まで、順次お願いをいたします。

福祉課長 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。予算現額1億828万6,000円、支出済額1億766万7,196円、不用額61万8,804円となっております。主要な施策の成果では24ページから25ページに記載しております。

主な支出につきましては、71、72ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金2,331万8,700円の支出となっております。主な内容は、説明備考欄にあります地域福祉支援体制の充実事業として大木町社会福祉協議会へ法人運営に係る人件費と諸経費として1,896万5,000円を補助しております。

次のページをお願いします。

大木町民生委員児童委員協議会への助成金として262万6,000円を支出しております。

続いて、鍼灸・あんま等助成事業ですが、利用者に対する助成費として87

万6, 700円、利用者93人、延べ832回分を支出しております。

以上でございます。

税務町民課長 73、74ページをお開きください。

2目国民年金事業費です。主要な施策の成果は26ページに記載しています。予算現額981万6,000円、支出済額980万6,428円、不用額9,572円となっております。

主な支出は、13節委託料、支出済額70万2,000円はシステム改修業務委託料となっております。

以上です。

福祉課長 3目高齢者福祉費でございます。予算現額3,122万9,000円、支出済額3,056万7,676円、不用額66万1,324円となっております。不用額の主なものとしましては、生活管理短期宿泊事業、配食サービス事業、緊急通報システム業務の委託料など26万7,560円、老人保護措置費や介護用品給付などの扶助費34万8,759円などとなっております。主要な施策の成果では、26ページから27ページに記載しております。

主な支出につきましては、次のページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金1,085万1,080円の支出となっております。主な内容は説明備考欄の1行目、高齢者の社会参加と生きがづくり事業において、大木町シルバー人材センターの運営事業費負担金として725万円、また、団体助成金として大木町老人クラブ連合会へ87万3,180円を、単位老人クラブへ247万6,800円を支出しております。

次に、20節扶助費1,802万8,241円の支出となっております。主

な内容は、申しわけありませんが74ページに戻っていただき、説明備考欄の下から2行になりますが、敬老祝い金188万円、老人保護措置費、6名分の養護老人ホームへの措置費として1,213万4,219円。

76ページをお願いします。

高齢者の在宅生活支援事業において介護手当160万円及び介護用品給付サービス、紙おむつ等の227万868円を支出しております。

続きまして、5目障害者福祉費でございます。予算現額3億1,085万円、支出済額3億316万7,253円、不用額768万2,747円となっております。不用額の主なものといたしましては、委託料で訪問入浴サービス、移動支援など92万8,208円及び扶助費で補装具給付費や自立支援給付費、更生医療費などの606万8,188円によるものです。いずれも障害児者のサービス利用が当初見込みよりも少なかったことによるものです。主要な施策の成果では27ページから29ページに記載しております。

主な支出につきましては、13節委託料1,583万7,792円の支出となっております。主な内容は、説明備考欄の2つ目の障害者地域生活支援事業において、相談支援事業委託料の1,066万6,000円を初め訪問入浴サービス事業に243万980円などの委託費用となっております。

20節扶助費2億7,798万2,812円の支出となっております。主な内容は次のページをお願いします。

障害者自立支援事業の障害者や障害児の居宅及び施設利用等に対する自立支援給付費として2億6,388万267円を支出し、障害者医療給付事業において人工透析等の更生医療給付費として780万2,654円、病院において行われる機能訓練等の介護のうち、医療に係る給付費である療養介護医療費276万755円などを支出しております。

申しわけありませんが、再度 76 ページに戻っていただきまして、23 節償還金利子及び割引料 760 万 3,096 円の支出となっております。主な内容は次の 78 ページをお願いします。

障害者自立支援事業の障害児入所給付費等負担金 15 万 7,136 円及び障害者医療給付事業の障害者医療費負担金 744 万 5,960 円の支出であり、いずれの額も額の確定による国・県への負担金の返還金でございます。

以上でございます。

こども未来課長 6 目子供医療対策費、予算現額 5,634 万 2,000 円、支出済額 5,433 万 6,498 円、不用額 200 万 5,502 円となっております。主要な施策の成果につきましては 29 ページに記載しております。

77、78 ページでございますけれども、13 節委託料 183 万 1,818 円、レセプト審査支払手数料でございます。

次のページ、79、80 ページのところにあります 20 節扶助費、こちらにつきまして 524 万 6,629 円、子供医療費自己負担分に対する助成金でございます。不用額 166 万 3,371 円につきましては、医療費の見込みに対して請求額が少なかったためでございます。

次に、7 目重度障害者医療対策費、予算現額 3,517 万 3,000 円、支出済額 3,312 万 4,558 円、不用額 204 万 8,442 円となっております。主要な施策の成果につきましては 29、30 ページに記載しております。

主な支出につきましては、20 節扶助費 3,281 万 7,383 円、重度障害者医療費自己負担分に対する助成金でございます。不用額 202 万 2,617 円につきましては、医療費の見込みに対して請求額が少なかったためでございます。

８目ひとり親家庭等医療対策費、予算現額１，０１８万５，０００円、支出済額８３８万５，７３３円、不用額１７９万９，２６７円となっております。主要な施策の成果につきましては３０ページに記載しております。

主な支出につきましては、２０節扶助費の８１４万３，２５０円、ひとり親家庭等医療費自己負担分に対する助成金でございます。不用額１７５万６，７５０円につきましては、医療費の見込みに対して請求が少なかったためでございます。

９目養育医療対策費、予算現額２０７万１，０００円、支出済額１０５万７，４６８円、不用額１０１万３，５３２円となっております。主要な施策の成果につきましては３０ページに記載しております。

主な支出につきましては、２０節扶助費の７５万２，８８５円、養育医療費自己負担分に対する助成金でございます。不用額１００万７，１１５円につきましては、２，０００グラム以下でお生まれになった未熟児の養育医療の見込みに対して当該件数や請求額が少なかったためでございます。

２３節償還金利子及び割引料２９万５，２５７円、前年度補助金の返還金でございます。

以上でございます。

健康課長　　９目国民健康費でございます。予算現額１億１，４２８万３，０００円、支出済額１億１，０１６万７，１６８円、不用額につきましては４１１万５，８３２円となっております。主要な施策の成果の３０ページに記載しております。

２８節繰出金として国民健康保険特別会計へ支出しています。内訳につきましては、保険基盤安定繰出金７，４８４万６，４６８円、出産育児一時金繰出

金 4 2 0 万円、財政安定化支援事業繰出金 1, 3 5 9 万 3, 0 0 0 円、その他一般会計繰出金 1, 7 5 2 万 7, 7 0 0 円でございます。

1 1 目健康福祉センター費でございます。予算現額 4, 1 9 6 万 1, 0 0 0 円、支出済額 4, 1 5 7 万 2, 6 0 0 円、不用額につきましては 3 8 万 8, 4 0 0 円となっています。この目につきましては、健康福祉センターの維持管理に関する経費でございます。

1 3 節委託料として 3, 6 9 6 万 1, 0 0 0 円を支出しています。健康づくり公社、健康福祉センター指定管理委託料でございます。

1 5 節工事請負費として 4 6 1 万 1, 6 0 0 円を支出しております。主要な施策の成果の 3 1 ページをお願いいたします。

工事の内訳を記載しております。健康・福祉棟屋上防水工事ほか 3 件でございます。多世代交流棟の入館者数及び健康棟の利用者数につきましては、平成 2 9 年 5 月にスポーツクラブの料金値上げを行いました。町民の健康づくりの拠点施設として町内料金を据え置きし、健康づくり事業を充実するなどメニューを見直したため、平成 2 9 年度以降、多世代交流棟、健康棟ともに入館者は町外が減少していますが、町内は健康棟が 2 8 年度以降、世代交流棟が 2 9 年度以降増加しております。

以上でございます。

福祉課長 1 2 目介護保険費でございます。予算現額 1 億 9, 5 1 3 万 2, 0 0 0 円、支出済額 1 億 9, 3 1 4 万 2, 0 6 6 円、不用額 1 9 8 万 9, 9 3 4 円となっております。不用額の主なものといたしましては、成年後見制度利用者がいなかったための報酬 3 3 万 6, 0 0 0 円と、委託料で訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業などの 9 4 万 7, 1 2 9 円です。当初見込

みに対し各サービス利用者の減少によるものです。主要な施策の成果では31ページから33ページに記載しております。

主な支出につきましては次のページをお願いします。

13節委託料2,962万871円の支出となっております。主な内容は、説明備考欄の介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等を対象に訪問型サービス支援89万6,000円、通所型サービス支援773万6,000円、生活支援配食サービス474万3,700円、一般介護予防事業委託料として289万3,448円を支出しております。

また、次の事業の包括支援事業において、生活支援体制整備事業委託料979万1,000円を支出しており、地域で高齢弱者を支えるため住民主体の生活支援サービスの体制整備を進めていくための費用です。

また、在宅医療介護連携事業委託料199万1,729円を支出し、これは医師会等と連携しながら地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進していくための費用でございます。

19節負担金補助及び交付金1億5,499万4,937円の支出となっております。主な内容は、説明備考欄の上から4つ目、福岡県介護保険広域連合負担金として1億5,431万円の支出となっております。

14目包括支援センター費でございます。予算現額2,547万3,000円、支出済額2,478万330円、不用額69万2,670円となっております。不用額の主なものといたしましては、需用費で公用車の整備料や燃料費など18万2,770円及び使用料及び賃借料で訪問用車両リース料金など10万2,058円です。いずれも当初見込みに対し不用額が生じたものでございます。主要な施策の成果では33ページから34ページに記載しております。

主な支出につきましては次のページをお願いします。

7節賃金844万5,049円の支出となっております。主任ケアマネジャー1名分及びほか2名分のケアマネジャー、合計3名分の賃金でございます。そのほか包括支援センターの運営に係る需用費、役務費、資料等の支出となっております。

続きまして、15目臨時福祉給付費でございます。予算現額66万7,000円、支出済額66万7,000円、不用額ゼロとなっております。支出といたしまして、23節償還金利子及び割引料、同額の支出となっております。過年度分の国庫負担金の返還金でございます。

以上でございます。

健康課長 16目後期高齢者医療費、予算現額1億9,510万7,000円、支出済額1億9,510万5,835円、不用額につきましては1,165円となっております。主要な施策の成果の34ページに掲げております。

85、86ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金として、福岡県後期高齢者医療広域連合へ1億4,136万6,440円を支出しています。

28節繰出金として5,373万9,395円を支出しています。後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。事務費繰出金として674万5,000円、保険基盤安定化繰出金として4,641万1,395円、システム改修費繰出金として58万3,000円。

以上でございます。

こども未来課長 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、人件費となっておりますので省略させていただきます。

２目児童福祉費、予算現額６億３，７１１万７，０００円、支出済額６億２，６８７万１，３１８円、不用額１，０２４万５，６８２円となっております。不用額の主なものにつきましては、１３節委託料の５１３万９，１８２円となっております。こちらは保育所等運営費の保育所運営委託料が精算を含め見込みよりも少なかったため、１９節負担金補助及び交付金の２１０万２，８２４円は、多様な保育事業、保育士確保及び質の強化事業の町内私立保育所等への補助金が見込みよりも少なかったため、２０節扶助費の２２１万３，９８０円は、保育所等運営費の認定こども園等への施設給付費が見込みよりも少なかったためでございます。主要な施策の成果につきましては、３５ページから４２ページにかけて掲載しております。

児童福祉費は、備考欄に記載しております事業のうち、主なものを説明させていただきます。

下のほうにあります保育所等運営費は、支出済額５億６，８９１万９，１７０円で、国の給付基準により大木町の児童が入所・利用する保育所や認定こども園の給付を行う事業です。主な内容は、委託料、保育所運営委託料３億７，３２０万８，１５０円、扶助費、施設型給付費１億９，５５８万１，０２０円の支出となっております。

次のページをお願いいたします。

多様な保育事業は、支出済額１，０８９万６，１４５円で、延長保育、一時預かり、障害児保育等を行う町内の保育所や認定こども園等への負担金で、主なものは負担金、延長保育事業費４７９万６，２９５円、一時預かり事業費２０２万４，４００円、障害児保育事業費２６６万４，０００円の支出となっております。また、償還金は、前年度、子ども・子育て支援交付金の返還金１３７万５，０００円の支出でございます。

次に、保育士確保及び質の強化事業は、支出済額 1 6 6 万 8, 4 9 9 円で、保育士の負担軽減及び離職防止を図り、保育士の確保と質の強化を行う町内の保育所や認定こども園等への事業の負担金でございます。

次に、子育て応援事業は、支出済額 1 5 5 万 1, 2 2 0 円で、夏休み一時預かり、病児保育、子育て支援人材バンク、女性ホットライン相談の 4 つの委託料の支出となっております。

次に、学童保育所運営事業費は、支出済額 3, 6 4 5 万 8, 0 0 0 円で、委託料、学童保育所の指定管理料 3, 1 9 1 万 5, 0 0 0 円及び償還金の前年度子ども・子育て支援交付金の返還金 4 5 4 万 3, 0 0 0 円の支出でございます。

次のページをお願いいたします。

子育て支援拠点事業は、支出済額 4 7 7 万 4 7 2 円で、子育て支援センターで行う各種事業で、主なものは子育て支援センターに配置しております支援員の賃金 1 8 1 万 6 2 円。子育て支援センターで実施しております相談事業やセミナー等の講師及びボランティアの謝金として報償費 1 7 7 万 2, 9 0 0 円の支出でございます。

次に、児童虐待防止対策事業は、支出済額 2 1 8 万 2, 9 7 8 円で、要保護児童家庭及び養育支援家庭等への支援及び虐待防止啓発に関する事業で、主なものは、家庭児童相談専門員の賃金 1 9 1 万 3, 7 4 8 円の支出でございます。

続きまして、3 目児童福祉施設費、予算現額 1 億 6, 4 5 5 万 4, 0 0 0 円、支出済額 1 億 6, 3 2 0 万 4, 6 2 5 円、不用額 1 3 4 万 9, 3 7 5 円となっております。主要な施策の成果につきましては、4 2、4 3 ページに記載しております。

主な支出につきましては、決算書 8 9 から 9 4 ページをお願いいたします。

児童福祉施設費は、備考に記載しております事業のうち、主なものを説明い

たします。

決算書 91、92 ページをお願いいたします。

児童福祉施設費は、支出済額 4,497 万 3,496 円で、木佐木学童保育所新築工事に関します工事請負費 4,249 万 6,920 円、工事監理委託料、備品購入費のほか、大溝保育園の防犯カメラ設置工事の支出でございます。

大溝保育園保育運営事業は、支出済額 2,892 万 8,546 円で、保育運営費に係る経費として、主なものは賃金の臨時雇い賃金 991 万 6,511 円、非常勤職員賃金 734 万 917 円、需用費の大溝保育園入園児童の保育教材費として消耗品 150 万 8,589 円、給食の賄い材料費 906 万 1,939 円の支出でございます。

大溝保育園施設管理費は、支出済額 292 万 7,787 円で、施設の維持管理に係る経費として、主なものは需用費、光熱水費の 162 万 668 円の支出でございます。大溝保育園休日保育は、支出済額 55 万 8,555 円で、休日保育を実施するためのもので、主に臨時雇い賃金の支出でございます。

決算書 93、94 ページをお願いいたします。

続きまして、4 目児童措置費、予算現額 2 億 8,022 万 7,000 円、支出済額 2 億 8,021 万 6,518 円、不用額 1 万 482 円となっております。主要な施策の成果につきましては 43 ページに記載しております。

主な支出につきましては、20 節扶助費 2 億 8,011 万円、児童手当の支給に要した経費でございます。

以上でございます。

福祉課長 3 項災害救助費、1 目災害救助費でございます。この目につきましては、災害等が発生した場合等における費用でございます。予算現額 10 万

3, 000円、支出済額2, 690円、不用額10万310円となっております。支出といたしまして、9節旅費2, 690円、職員の普通旅費を支出しております。

以上でございます。

健康課長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。予算現額7, 058万1, 000円、支出済額7, 052万9, 958円、不用額につきましては5万1, 042円となっております。主要な施策の成果の43ページ、44ページに記載しております。

主なものとして、13節委託料62万9, 071円の支出でございます。医師会による在宅当番医制事業の委託金でございます。

19節負担金補助及び交付金といたしまして353万8, 139円の支出でございます。病院群輪番制事業補助金として支出しております。

決算書95、96ページをお願いいたします。

2目予防費、予算現額3, 776万3, 000円、支出済額3, 502万8, 929円、不用額につきましては273万4, 071円となっております。不用額につきましては、予防接種の見込みに対しまして請求が少なかったためでございます。主要な施策の44ページに記載しております。

主なものとしていたしましては、1節報酬につきましては、予防接種で健康被害があったときの予防接種の健康被害調査委員会報酬として、発生予算として行いましたが、必要がなかったため開催しておりません。

13節委託料3, 453万5, 203円の支出でございます。各種予防接種委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金といたしまして44万8, 771円の支出でござ

ございます。風疹及び麻疹の予防接種費助成金として支出しております。

3目健康増進事業、予算現額1,542万7,000円、支出済額1,439万2,353円、不用額につきましては103万4,647円となっております。不用額につきましては、健康増進事業におけます検診委託料の支出が予定よりも少なかったためでございます。主要な施策の成果の45、46ページに記載しております。

7節賃金といたしまして373万9,793円の支出でございます。非常勤職員1名分及び臨時職員1名の賃金でございます。

13節委託料930万9,539円の支出でございます。がん検診委託料726万4,019円、結核検診委託料204万5,520円となっています。

19節負担金補助及び交付金といたしまして29万9,120円の支出でございます。食生活改善推進会補助金と胃がんリスク検診精密検査助成金として支出しております。

決算書97、98ページをお願いします。

4目母子保健事業、予算現額1,409万5,000円、支出済額1,298万5,431円、不用額につきましては110万9,569円となっております。主要な施策の成果の46ページに記載しております。

不用額につきましては、妊婦健診等の委託料が見込みよりも少なかったためでございます。

8節報償費211万8,900円の支出でございます。母子保健事業や乳幼児健診時における医師、看護師等の雇上料でございます。

13節委託料922万1,601円の支出でございます。妊婦健康診査及び妊婦歯科検診の費用でございます。

19節負担金補助及び交付金として132万5,980円でございます。特

定不妊治療費助成が１１８万６，３００円、妊婦健康診査、里帰り助成金が１３万９，６８０円でございます。

５目介護予防・日常生活総合事業、予算現額６１４万円、支出済額５８７万４，４６０円、不用額につきましては２６万６，５４０円となっております。主要な施策の成果の４７ページに記載しております。

８節報償費５３万５，０００円の支出でございます。出前講座や介護予防事業時における看護師等専門職の雇上料でございます。

１３節委託料５１７万５，１６０円の支出でございます。大喜楽サロン委託料として２６７万６，０００円、大喜楽サロン巡回バス委託料として５９万６，１６０円でございます。

介護予防事業、おおき健康大学運動コース委託料として１９０万３，０００円を支出しております。おおき健康大学運動コース及びアクアス大喜楽サロンにつきましては、健康づくり公社に委託しております。

４目やすらぎ苑管理費、予算現額７５７万円、支出済額７０４万７，２６６円、不用額につきましては５２万２，７３４円となっております。主要な施策の成果の４７ページに記載しております。

この目につきましては、やすらぎ苑の維持管理に要する経費の支出でございます。

１１節需用費は、燃料費や電気料のほか、施設の修繕料として２５１万８，０４６円の支出でございます。

１３節委託料４２２万７，２３６円を支出しております。火葬業務の委託及び施設の維持管理のための費用となっております。備考欄最後に上げております火葬業務委託料につきましては３２４万円でございます。

１９節負担金補助及び交付金につきましては、町外火葬料使用料補助という

ことで発生予算のため、執行はありませんでした。

以上でございます。

環境課長　　続きまして、7目環境衛生費でございます。決算書の99ページ、100ページ、主要な施策の成果47ページから51ページをお願いいたします。

予算現額441万3,000円、支出済額384万8,593円、不用額56万4,407円でございます。

主な支出としましては、11節需用費20万3,617円を支出しております。害虫防除用の薬剤購入費等として16万3,827円、その他消耗品費でございます。

次に、13節委託料153万7,146円を支出し、42万8,854円の不用額がございます。内訳といたしましては、クリークや河川及び井戸水の水質検査委託料が113万3,471円、野焼き防止とポイ捨て対策として実施しております環境保全パトロール業務委託料が35万9,266円及び蚊の防除作業業務委託料が4万4,409円でございます。

なお、平成30年度におきましては、公害や苦情発生時等の突発的な原因調査委託業務等の支出がなかったため、不用額が生じております。

次に、19節負担金補助及び交付金47万3,590円を支出しております。主なものといたしましては、町環境衛生協議会に対する助成金として24万円及び猫がみだりに繁殖することを防止するための措置に対する助成金として、40件に対し合計20万円を交付しておるところでございます。

続きまして、8目地球温暖化対策事業費でございます。主要な施策の成果51ページをお願いいたします。

予算現額 189万8,000円、支出済額 158万8,968円、不用額 30万9,032円でございます。

主な支出といたしましては、19節負担金補助及び交付金 155万7,000円を支出しております。これにつきましては、地球温暖化防止対策支援補助金として交付したもので、太陽光発電設備 11件、太陽熱利用設備 2件、まきストーブ設備 1件及び定置用蓄電システム設備 11件に対する設置補助費用でございます。

なお、設置基数が当初見込みを下回ったため、24万3,000円の不用額が生じております。

続きまして、9目合併処理浄化槽推進事業費でございます。予算現額 4,855万5,000円、支出済額 4,616万4,700円、不用額 239万300円でございます。

主な支出でございますが、8節報償費につきましては、突発的な事案等が発生しなかったため、合併処理浄化槽普及推進協議会の未開催により支出のほうはございません。

次に、19節負担金補助及び交付金 4,616万4,700円を支出し、236万7,300円の不用額がございます。主なものといたしましては、合併処理浄化槽設置補助金として 67基分に対し合計 3,085万円を支出し、また合併処理浄化槽維持管理協会への助成金として、運営費助成分が 1,483万1,000円、機能回復助成事業分が 15基に対して 44万7,700円、合計 1,527万8,700円を支出しております。

なお、合併処理浄化槽の設置申請 3件につきまして、工期の延長により年度内の完了が見込めないことから申請の取り下げがなされたこと等に伴い、不用額が生じております。

続きまして、２項清掃費、１目塵芥処理費でございます。決算書の１０１ページ、１０２ページ、主要な施策の成果５３ページをお願いいたします。予算現額１億７４５万１，０００円、支出済額１億７０８万９，０９５円、不用額３６万１，９０５円でございます。

主な支出でございますが、１１節需用費２７３万５，８５６円を支出しております。指定ごみ袋の印刷費等でございます。

次に、１３節委託料８，２９０万８，２３９円を支出しております。委託料の主なものといたしましては、燃やすごみや資源ごみの収集運搬委託料として３，２３４万２，９０４円及び大川市への塵芥焼却処理委託料としまして４，９６３万９，０００円でございます。

次の１４節使用料及び賃借料につきましては、不法投棄物の処理等に伴う重機等の機械借り上げについて、平成３０年度では発生しなかったため、支出のほうはございません。

次に、１９節負担金補助及び交付金２，１４４万５，０００円を支出しております。主なものといたしましては、八女西部広域事務組合負担金２，１３７万７，０００円でございます。

続きまして、２目もったいない宣言推進事業費でございます。決算書１０１ページから１０４ページ。主要な施策の成果５３ページから６３ページをお願いいたします。

予算現額１億３，０１０万１，０００円、支出済額１億２，７６８万２０２円、不用額２４２万７９８円でございます。事業別内訳といたしましては、もったいない宣言推進事業費として１，６８６万８，９９４円、環境プラザ・バイオマスセンター運営管理費としまして８，９７７万６，０４８円及びリサイクルパーク整備事業費としまして２，１０３万５，１６０円でございます。

主な支出としましては、８節報償費１７６万４，７３４円を支出しております。主な内容といたしましては、リサイクル事業報償金として１２９万５，３５８円、ＰＴＡ等の団体並びに地域で古紙・古布を回収された場合に支給する報償費でございます。また、町内小学校４年生を対象に、環境教育の一環として実施しましたごみゼロチャレンジプログラム及び世帯を対象としたごみゼロコンテストの賞品代として４２万７，３７６円を支出しております。

なお、福岡県地区衛生連合会からの協賛やＰＴＡ等の団体及び地域での古紙・古布の回収につきまして、前年比で約１０％の減となったことから４０万２６６円の不用額が生じておるところです。

次に、１３節委託料１億１８８万１，５３８円を支出しております。主なものといたしましては、プラスチックや紙おむつ、草木類など、資源ごみ収集委託料として１，１４６万３，４３６円及び決算書１０４ページになりますが、バイオマスセンターの管理運営委託料として７，６６７万８，０００円、環境プラザの管理運営委託料としまして１，２７９万８，０００円を支出しております。

おおき循環センターと環境プラザの決算内訳につきましては、別紙でお配りしておりますので、ご参照をお願いします。

なお、高齢者等ごみ出しサポート業務委託及び資源ごみ処理業務委託につきまして、当初見込みを下回ったため１６３万５，４６２円の不用額が生じております。

次に、１５節工事請負費２，１０３万５，１６０円を支出しております。環境プラザ西側用地部分を整備したもので、公園整備及び環境プラザの拡張工事を行い、環境プラザの機能充実を図ったものでございます。

次に、１９節負担金補助及び交付金２０３万９，９９８円を支出しておりま

す。主なものといたしまして、ごみ減量化対策交付金として180万2,950円を支出しております。各地区のごみゼロ推進員に対する報償費並びに地域で実施されています分別収集に関する助成金でございます。

以上でございます。

会計課長 103ページ、104ページをお願いいたします。

4款3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額9,491万4,000円、支出済額9,491万4,000円となっております。主要な施策の成果は63ページに記載しております。

19節負担金補助及び交付金で同額の支出です。内容については、町水道事業が実施する配水路耐震化事業に対し、事業費の3分の1を一般会計より出資するものとして7,770万円、県南広域水道企業団が実施する第2期拡張事業などへの出資金及び繰出金、合わせて1,721万4,000円となっております。

以上でございます。

議長 それでは、ここで3款民生費より4款衛生費まで質疑を行います。質疑ありませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 なかなかノンストップで2時間超えというのは大変こたえるところでございます。できれば一旦休憩入れて、すっきりして臨みたいところでございますので、休憩のほうをまた要望ができればと思うところでございます。

話は変わりますが、これだけはちょっと言っとかないかなというところが、

毎度のことなんですが、１０２ページの八女西部事務組合の負担金なんですが、今までの石川町政と変わりまして、新境町長のもとでの町政でのこの辺の進展といいますか、何らかのアクションをとっていただいているのかどうか、その辺のところをよければ詳しく。我々の要望は毎度のことなんですけれども、わかりだと思いますが、どう変わったのか、もしくは全く変わっていないのか、その辺のところをよければ教えていただければと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 八女西部に対する対応といいますか、に関しましては、益田議員のほうから再三ご指摘をいただいております。実際、八女西部の負担金のうち燃えないごみというのは、大木町は２トンから３トンしか排出をしておらないと。ただ、当初からの八女西部の負担金の算出方法として、燃えないごみ部分、具体で３５％負担するというのが当初の出発点でございまして、現在３１％だったかな。燃えない部分で３２％負担するということで若干改善をされておりますけれども、それでも燃えないごみをほとんど分別して資源化している本町にとっては非常に大きな負担になっている。そういうような現実がございます。

それとあと、リサイクルの部分に関してもかなり負担が大きいという現実がございます。リサイクルプラザのほうの業務委託が八女西部全体として１億ほど支払っているということで、各市町の負担が大きくなっていると、そういうような現実でございます。

燃えないごみの負担割合については、るる議論されてきておるところでございまして、私も担当課長時代には、随分その件については指摘をしてまいった

ところでございます。

改めて、今度は首長という立場で八女西部の議会の議員の1人として今後携わっていくわけですが、この件についても、議会において大木町の立場というのは主張をしてまいりたいというふうに考えておりますので、八女西部の運営に関しましては、いろいろ利害が対立するという部分が結構ございまして、実際不燃物の部分では大川、大木が非常に不利益というか、分が悪いと。あと、八女市に関しては平等割の部分が分が悪い。そういうような問題が蓄積してきているので、その部分をやっぱり基本的にどこの自治体もある程度平等というか、そういうような形にしていけるようにしていかなきゃいけないんじゃないかと。やっぱりみんなが協力してごみを減らして、負担を減らしていくという、そういうスタンスに立つということを私としてはもうぜひ訴えていきたいというふうに考えております。

これまでの議論の中で、八女西部をもう脱退しても差し支えないんじゃないかというような、そういうようなお話もいただいておりますけれども、とりあえず私の立場としては、近隣自治体との協調性を持って、そういう平等な負担の運営を求めて、今後議長と一緒に議論を投げかけていきたいというふうに考えております。

今後の経緯等については、議会の皆さんにもご報告しながら、議会の皆さんのご協力をいただきながら、場合によっては何らかの方向性を打ち出すというようなこともご相談するかもしれませんが、そういうところでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 それでは、7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　町長おっしゃるとおり、金額面で言うと高い安いって、高いのほうになるんですけども、やはり数字じゃない部分、町長おっしゃられるとおり協調部分もやっぱり必要だと思うんです。見えない部分もあると思いますので、これをどうにかしてくれということじゃなく、あくまでも大木町はこのスタンスでやっていって、大木町を見習ってほかの市町村がよくなっていくような流れになると、あそこの町頑張りよるけん、ちょっとうちの地区もやらないかなとか思えるような形に持っていければ一番いいのではないのかなと。

それにするとこの2, 0 0 0 万を大木町が出して——出してという言い方おかしいですね。出してでもほかの市町村がよくなると、大木町のおかげでよかったという声がふえれば、ほかにない部分が返ってくるのではないのかなと思いますので、ぜひ引き続きそのスタンスを守っていただいて、町長のほうには推し進めていただければと思っている次第でございます。

以上です。

議長　ほかにございますか。1 0 番、古賀知文議員。

古賀知文議員　すみません、マスクのままさせていただきますけれども、お断り申し上げます。

予算書の7 9、8 0、ここの子供医療対策費等なんですけれども、こども未来課さんのところで各項目、非常に見込みの減による不用というのが大分出ておったんですが、これについて、例えば適正な時期に補正を組んで減ができなかったかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 10番、古賀議員の質問にお答えいたします。

医療費の対策につきましては、医療費の請求がおおむね2カ月前の分がおくられて請求に来るという形になりますので、年度末とかそういう段階での所要見込み額というのが確定するかというと、その部分がなかなか見込めない部分がございますので、どうしても。そして、あと予算もそれぞれ目が独立しておりますので、予算の流用とかも難しい状況もございますので、一定の見込みを立てたところでした分で、実際請求がおくれてくる部分で、その部分の範囲というのが出てくるのは、ちょっと仕方ない部分かなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 わかりました。やむを得ない部分については仕方ないとして、これは各課に共通して言えることなんですけれども、なるべく予算の有効利用ということにつきましては、しかるべきときにできるものであれば、補正を組んで落としていただきたいというふうにお願い申し上げます。

以上です。

議長 ほかにございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 大溝保育園の防犯カメラ設置をされております。

私、確認しておりませんからわかりませんが、公立の保育園は防犯カメラの設置。そして、それから私立の保育園あたりではその設置をしてあるのか確認してあるか、その辺をちょっとお願いいたします。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 12番、中島議員の質問にお答えいたします。

30年度につきましては、大溝保育園で防犯カメラを設置しておりますけれども、私立の保育園、認定こども園につきましては、その前の年に国・県の補助事業を使って先に同じように設置しているものでございまして、公立の大溝保育園が1年おくれで設置というような状況になっております。

以上でございます。

議長 ほかにございますか。

質疑なし

議長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

申しわけございません、暫時休憩をいたします。

再開を長目の休憩をとって1時とさせていただきます。再開を13時といたします。

休憩 11時44分

再開

13時00分

議長　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。決算書103ページ、6款農林水産業費より9款消防費まで順次説明を願います。広松産業振興課長。

産業振興課長　103ページ、104ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。予算現額557万円、支出済額540万7,491円、不用額16万5,709円となっております。事務の詳細につきましては、主要な施策の成果の64ページから68ページに記載しております。この科目は、農業委員会の運営事務に要する経費で、平成27年の農業委員会法改正に伴い、平成29年7月からは町長が任命した18名の農業委員により農地利用の適正化に重点を置いた取り組みが行われております。

主な支出は、1節の報酬として農業委員報酬は444万4,000円、9節の旅費51万4,920円、これは農業委員の研修旅費といたしまして費用弁償40万9,670円などを支出しております。

2目でございます。農業総務費につきましては、人件費でございますので、説明を省略させていただきます。

105ページ、106ページをお願いいたします。

3目農業振興費でございます。この科目では、水稻、麦、大豆など土地利用型農業の生産振興に係る予算を執行しております。予算現額は8,825万3,000円、これに対しまして、支出済額といたしまして8,069万4,78

8 円、不用額が 2 1 9 万 2, 2 1 2 円となっております。事業の詳細につきましては、主要な施策の成果 6 6 ページから 6 8 ページに記載しております。

1 3 節委託料 5 4 万 8, 0 0 0 円の主な支出は有害鳥獣駆除対策事業委託料 3 4 万 8, 0 0 0 円ほか 1 件でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金 7, 9 5 3 万 5, 2 2 3 円の主なものは、経営所得安定対策を推進する水田農業推進協議会への補助金 2 6 7 万 3, 0 0 0 円のほか、高性能機械の導入補助金である水田農業担い手機械導入事業補助金といたしまして 5 5 3 万円を、自然環境に配慮した農業生産団体に対する交付金といたしまして、環境保全型農業直接支援対策交付金 7 3 万 8, 4 6 4 円、地域の農地や水路など農業生産資源の保全と質の向上を図るための事業交付金といたしまして、多面的機能支払交付金 2, 7 7 9 万 4, 9 0 4 円の支出を行っておるところでございます。

1 0 8 ページをお願いいたします。

地域農業の担い手が経営発展等に取り組む際に必要となる農業用機械、施設の導入等に対する事業でございます経営体育成支援事業費補助金 2 2 8 万 6, 0 0 0 円、新規就農者 1 4 組 3 2 人に対しまして、就農初期段階の経営の安定化を支援するために交付しております農業次世代人材投資資金 3, 8 4 8 万 6, 6 8 9 円でございます。

なお、1 0 6 ページにお戻りください。1 0 6 ページの繰越明許費 5 3 6 万 6, 0 0 0 円につきましては、担い手確保・経営強化支援事業の補助金ということで繰り越されております。不用額の主な内容といたしまして、新規就農者の移住促進支援事業、これにつきましては申請がなかったということでの不用ということ、それと農業振興制度資金利子補助金につきましては、当初の見込みよりも少なかったということなどによるものでございます。

107ページをお願いいたします。

裏のページ、108ページ、4目畜産費でございます。予算現額39万7,000円、支出済額29万8,000円、不用額9万9,000円となっております。主要な施策の成果については68ページでございます。この科目では、家畜の法定伝染病等の発生時及び発生予防の予算といたしまして計上しております。

主な支出は、19節負担金補助及び交付金29万8,000円で、優良家畜導入支援事業22万8,000円のほか、県畜産会への負担金7万円を支出しております。

以上でございます。

建設水道課長 5目農地費、予算現額2,287万3,000円、支出済額2,235万3,143円、不用額51万9,857円となっております。主要な施策の成果では68、69ページに記載をしております。

主な支出として、15節工事請負費1,998万6,480円は、県の単独事業である農村環境整備事業における町内2カ所の水路整備工事代金です。

22節補償、補填及び賠償金23万8,991円、こちらにつきましては前年度当該工事における事業損失への補償金で、13節の委託料49万6,800円が当該補償金を算定するための業務委託料となっております。

また、13節の不用額につきましては、発生予算として想定し計上していた調査費用でありますので、実際に調査を必要とするものが当初の想定を下回ったことによるものとなっております。

19節負担金補助及び交付金140万485円、この支出は筑後川土地改良区ほか関係団体への負担金です。

6目地籍調査費、予算現額1,005万2,000円、支出済額1,001万7,289円、不用額3万4,711円となっております。

主な支出として、次の109、110ページをお願いします。13節委託料822万7,078円の支出は、測量業務や地籍図修正業務の委託料で、具体的な発注業務の詳細につきましては、主要な施策の成果69ページに記載をしております。

以上です。

産業振興課長 109ページ、110ページでございます。

7目土地改良費でございます。予算現額1億346万9,000円に対し、支出済額1億357万7,569円、不用額は19万1,431円となっております。事務の詳細につきましては、主要な施策の成果の69ページから70ページに記載をしております。この事業費は、筑後川下流域に国、県、町で整備をいたしました農業用の用排水路施設の維持管理や土地改良事業費の償還金等を支出しております。

19節負担金補助及び交付金1億325万1,609円は、110ページの備考欄に掲載しております農業水利施設保全対策事業負担金750万円、基幹水利施設維持管理事業負担金810万4,000円、団体補助金7,442万3,400円は、大木町土地改良区元利償還金の補助金7,338万3,400円及び大木町土地改良区事務費補助金404万円の支出分でございます。

8目農業振興地域整備費でございます。予算現額は12万6,000円、支出済額9万4,460円、不用額3万1,540円となっております。主要な施策の成果につきましては70ページに掲載しております。この科目につきましては、農業振興地域整備促進協議会の運営事務に係る経費で、主な支出は1

節の報酬で9万円を支出しております。

以上でございます。

建設水道課長 9目クリーク管理保全対策費、予算現額4,692万9,000円、支出済額4,655万7,784円、不用額37万1,216円となっております。

 主要な施策の成果は、引き続き70ページから71ページをごらんください。主な支出として、8節報償費76万9,000円は、クリークの維持管理として雑草 を実施いただいた分の報償費であります。

 決算書の111、112ページをお願いします。

 11節需用費181万1,024円の内容は、各地区へ配布する除草剤等の消耗品費が76万8,882円、水路のり面除草作業用トラクターの燃料費として27万7,348円、同じくトラクター等の修繕料として76万4,794円となっております。

 13節委託料226万4,544円は、機械によるクリーク泥土上げ等の作業委託11カ所分であります。

 15節工事請負費1,134万3,240円は、町単独事業として4カ所の工事代金で、詳細につきましては主要の施策の成果の71ページに記載をしております。

 16節原材料費845万8,906円は、町民と行政の協働のまちづくりを推進するため、地域活動における町有水路維持管理作業に際し、原材料を支給するもので、12地区の申請に応じ支出をしております。

 17節公有財産購入費の不用額につきましては、単独事業において必要となることを想定し、発生予算として当該予算を計上していたものの、執行に至ら

なかったことによるものです。

19節負担金補助及び交付金は、花宗太田土木組合負担金ほか2件の関係団体への負担金が2,077万5,000円、区の水路管理委員会への助成金が69万円となっております。

続きまして、10目農地整備費、予算現額253万5,000円、支出済額228万3,500円、不用額25万1,500円となっております。

主な支出につきましては、19節負担金補助及び交付金で同額です。県営の農村振興総合整備事業に対する負担金で、工事の概要等については、主要な施策の成果の71ページに記載をしております。また、不用額については、事業費に応じて本町の負担金が増減する性質のものでありますので、当初の想定を下回ったことによるものです。

以上です。

産業振興課長 13目施設園芸型農業振興事業費でございます。予算現額1億574万5,000円で、支出済額1億515万3,802円、不用額59万1,198円となっております。主要な施策の成果につきましては71ページから73ページのほうでございます。

この科目では、イチゴ、グリーンアスパラガスなど施設園芸型作物の生産振興に係る経費で、主な支出は、19節負担金補助及び交付金1億501万5,499円、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金により、受益戸数の19戸を対象にいたしまして、グリーンアスパラガスやイチゴの省力栽培温室、公設育苗施設の整備支援等で9,485万円、施設園芸新規就農者の就農初期の負担を緩和するための事業で、園芸産地維持拡大支援事業費といたしまして314万115円などの支出でございます。

続きまして、14目おしゃれなまちづくり事業でございます。予算書の111ページから114ページにかけてとなっております。予算現額は5,440万2,000円、支出済額5,070万9,153円、不用額369万2,847円となっております。主要な施策の成果につきましては、73ページから76ページに記載しております。この科目では、資源循環型農業や地域農産物の地産地消などを推進していくための経費でございます。

決算書111ページ、112ページの報酬でございますけれども、3万6,000円の予算に対しまして、支出額がゼロとなっております。これは委員会の開催がなかったためでございます。

113ページ、114ページをお願いいたします。

13節委託料1,592万8,800円の内訳といたしまして、農産物加工販売施設管理運営委託料68万9,000円、道の駅おおき及びWAKKAの関係の委託料1,473万円を支出しております。道の駅おおき及びWAKKA、それと農産物加工販売施設の管理運営委託につきましては、本日、お手元のほうにA4の横書きの明細書を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

14節使用料及び賃借料177万8,754円の内訳といたしまして、主に道の駅の駐車場用地及び交流広場用地5,693平米分の借地料156万6,300円を支出しております。

15節工事請負費2,953万5,840円は、道の駅おおきと平成29年度に整備いたしました地域創業・交流センターの間の駐車場の舗装整備工事費でございます。

19節負担金補助及び交付金337万9,860円、内訳といたしまして、資源循環型農作物でございます「環のめぐみ」、それと「環のかおり」の地域

内の消費の喚起とあわせまして活性化への応援ということで、農産物地産地消促進補助金272万9,860円などを支出しております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費でございます。予算現額2万4,000円で、支出済額1万8,680円、職員旅費でございます。

2目商工振興費でございます。予算現額は9,389万1,000円、支出済額9,358万7,331円、不用額60万3,669円となっております。主要な施策の成果につきましては75から77ページに記載しております。

この科目は、商工観光を振興、推進していくための事務費用でございまして、8節の報償費でございますけれども、謝金の発生がなかったため支出はございません。

主な支出につきましては、13節委託料53万5,430円、これにつきましては、東京新橋に久留米広域連携中枢都市圏で出向しておりますアンテナショップ福岡久留米館でのイベント開催委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金支出済額は1,770万5,008円で、内訳といたしまして、中小企業融資預託金利子補給補助金192万6,815円、プレミアムつき地域振興券発行を支援する地域振興事業補助金として298万2,873円、住宅改修事業補助金259万7,000円、町商工会助成金450万円、堀んぴくく及びJA農業まつりイベント開催助成金といたしまして150万円を支出しております。

113ページの21目貸付金7,500万円は、中小企業への運転資金等の融資原資とするため、町内金融機関に預託金として預けていたものでございます。不用額の主なものは、19節負担金補助及び交付金において、経営発達支援推進事業補助金で商工会主催の経営セミナーへの参加者が予定より少なかったため、補助額が不要になったことによるものでございます。

115ページをお願いいたします。

3目消費者行政費でございます。予算現額37万5,000円、支出済額31万2,667円、不用額6万2,333円となっております。主要な施策の成果は77ページ、78ページに掲載しております。この科目は、悪質な商取引や詐欺などからの消費者保護に係る事務経費で、主な支出は、19節負担金補助及び交付金28万9,000円で、久留米広域消費生活センター、構成団体といたしましては久留米市、うきは市、大刀洗町、広川町及び大木町によつての運営に係る負担金の支出となっております。

以上でございます。

建設水道課長 8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費です。予算現額5,744万7,000円、支出済額5,707万1,557円、不用額37万5,443円となっております。

主な支出として、19節負担金補助及び交付金56万6,000円は、道路境界や道路整備促進期成会などの負担金です。

117、118ページをお願いします。

2目道路維持費、予算現額4,630万2,000円、支出済額4,522万9,249円、不用額107万2,751円となっております。

以降、土木費各目の執行状況、特に工事や委託業務の概要などは、主要な施策の成果78ページから81ページにかけて記載をしておりますので、お聞きいただき、あわせてご参照願います。

主な支出として13節委託料763万895円の支出は、全額町単独事業としての道路維持費の中で支出をしております。内容としては、道路維持管理業務としてシルバー人材センターへ委託するもの137万4,118円、道路台

帳の整備のため、補正業務を委託するもの３９０万４，２００円、道路維持のため機械作業を委託するもの２０３万４，７２０円、廃材や剪定、伐採における処理を委託するもの３１万７，８５７円となっております。

１５節工事請負費２，９２２万３，７２０円の内容としては、町単独事業としての道路維持費の中で７カ所の舗装補修等の工事を施工し、２，０７１万１，９６０円を支出しています。また、備考欄、補助事業であります社会資本整備総合交付金事業、こちらにおきまして、舗装補修工事１件８５０万１，７６０円を支出しています。

いずれも詳細につきましては、主要な施策の成果の７８ページから７９ページにかけて記載をしております。

１６節原材料費４８４万４１９円は、全額町単独事業としての道路維持費の中での支出で、内容は直営工事における道路補修材料費です。

続きまして、３目道路新設改良費、前年度からの繰越事業における繰越額を含めた予算現額は９，７５８万７，０００円、支出済額が５，３２９万１，９６３円、翌年度繰越額が３，７９４万円、結果として不用額６３５万５，０３７円となっております。支出については、備考欄にありますとおり、町の単独事業としての道路新設改良費と補助事業であります自転車歩行者道整備事業、それから狭あい道路整備等促進事業、これら３つに大別されます。

まず、１２節役務費の不用額であります。事業を実施する上で必要となる鑑定料など発生予算として計上していましたが、執行に至らなかったことによって全額不用額ということになっております。

主な支出です。１３節委託料３５９万５，２３３円の支出ですが、一旦、１１９、１２０ページを開いていただいて、右側備考欄の一番上をお願いします。内容としては、全額、自転車歩行者道整備事業の中での建物の再算定業務など

の委託料となっております。

再度戻っていただき、１１７、１１８ページをお願いします。

１５節工事請負費は３，６１４万２，０８０円の支出額と、繰越明許費３，７９４万円となっています。

支出された内容ですが、町単独事業分の道路新設改良費、こちらの中で４４万５，３２０円を支出しており、ガードレール、カーブミラー、区画線等の設置を行っております。

１１９、１２０ページの備考欄をもう一度お願いいたします。

自転車歩行者道整備事業の中で９０６万円を支出しております。ここでは、工事１件を施工しています。同じく自転車歩行者道整備事業の前年度からの繰り越し分、こちらでも１，４９５万９，０８０円を支出しており、同様に工事１件を施工しております。最後に、狭あい道路整備促進事業の中でも７６６万３，６８０円を支出しており、こちらも工事１件を施工しております。

また、冒頭に申し上げました繰り越し分ではありますが、そちらについてはもう今年度に入り２件分の工事を契約済みで、１件は既に進行済み、もう一件は来年１月の竣工予定となっております。

続いて、１７節公有財産購入費３６８万７，８２５円の支出は、町単独事業分の道路新設改良費の中で３件分１０３万３，６５３円を、自転車歩行者道整備事業の中で２件分２４６万５９円を、さらに狭あい道路整備等促進事業、こちらの中で１件分１９万４，１１３円の用地購入費となっております。

２２節補償、補填及び賠償金５８１万９７９円の支出は、自転車歩行者道整備事業の中で１件分、１８５万７，１８２円の物件移転補償費を、また狭あい道路整備等促進事業の中でも同じく１件分で３９５万３，７９７円を支出しております。

17節、22節とも一定の不用額が出ておりますが、こちらについては、自転車歩行者道整備事業において、交渉の進捗をぎりぎりまでやりながら、執行の可否が定まらなかったことで、結果、執行不可となり、不用額として処分しているものです。

続きまして、4目橋梁長寿命化点検修繕事業費、前年度からの繰越事業における繰越額を含めた予算現額268万8,000円、支出済額261万9,000円、不用額6万9,000円となっております。主な支出として15節工事請負費で同額です。1件の橋梁補修工事を施工しております。

2項河川費、1目河川総務費、予算現額37万3,000円、支出済額35万6,210円、不用額1万6,790円となっております。主な支出として、19節負担金補助及び交付金34万7,900円は、期成会等4件の負担金、会費となっております。

3項都市計画費、1目公園費、予算現額1,303万1,000円、支出済額1,084万4,235円、不用額218万6,765円となっております。

主な支出として、11節需用費の前回支出額146万870円の内訳として、町内公園に係る光熱水費が102万1,822円、同じく修繕費が28万9,282円となっております。不用額につきましては、主に施設及び管理用機械の修繕費として発生予算を計上いたしていましたが、想定を下回る執行額であったことによるものです。

13節委託料422万9,249円の内容は、公園管理業務のシルバー人材センターへの委託料として339万256円、浄化槽管理業務の委託料として83万8,993円となっております。不用額は主に公園管理における委託費用を発生予算として計上していた分が想定を下回る執行となったことによるものです。

15節工事請負費441万5,040円は、これは次の121、122ページをお願いします。備考欄です。石丸山公園の木橋の建てかえ工事代となっております。

次に4項住宅費、2目空き家対策費、予算現額26万9,000円、支出済額6万1,596円、不用額20万7,404円となっております。主な支出として、1節報酬3万6,000円は、空き家対策協議会委員報酬です。不用額につきましては、想定していた開催回数を下回ったことによるものです。

以上です。

総務課長 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億4,622万9,000円、支出済額1億4,388万1,428円、不用額234万7,572円となっております。主要な施策の成果は81ページに記載をしております。

19節負担金補助及び交付金1億4,383万1,428円の支出となっております。3市2町で構成しております久留米広域消防本部への負担金として、内訳、経常費負担金1億2,859万円、三潯消防署庁舎建設特別負担金95万5,000円、職員退職手当特別負担金などがございます。不用額は、三潯消防署旧署長官舎の売却益80万円を充当したこと、並びに入札により三潯消防署新庁舎外構及び植栽工事負担金が減少したことなどによるものでございます。

2目非常備消防費、予算現額2,924万6,000円、支出済額2,873万3,063円、不用額51万2,937円となっております。主要な施策の成果は81ページから82ページに記載をさせていただいております。

主な支出は、1節報酬867万7,000円は、消防団員報酬862万円は

か、消防委員会委員報酬でございます。

8節報償費574万500円は、退職消防団員18名分の退職報償金557万7,000円のほか、ポンプ操法大会の記念品、出初め式のアトラクション団体への謝礼などでございます。

9節旅費470万6,270円は、消防団員の訓練、警戒出動及び研修等の費用弁償でございます。

123ページ、124ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金480万7,079円は、消防団員の退職報償に係ります消防団員公務災害補償等共済基金負担金、それから消防団員の公務災害に係ります消防団員公務災害補償組合負担金、そして福利厚生に係ります消防団員福祉共済負担金などでございます。

3目消防施設費、予算現額654万7,000円、支出済額612万4,862円、不用額42万2,138円となっております。主要な施策の成果は82ページをお願いいたします。

主な支出は、12節役務費288万7,416円、町内5カ所の消防サイレン専用回線占用料284万2,080円などでございます。

19節負担金補助及び交付金198万8,700円は、上水道配水管路耐震化工事の施工に伴い、消火栓5カ所を新設した工事に要した費用を大木町水道事業会計に負担金として支出したものでございます。

4目水防費、予算現額97万6,000円、支出済額8万2,090円、不用額89万3,910円となっております。主要な施策の成果は84ページに記載をさせていただいております。

主な支出は、11節需用費4万1,890円は、昨年7月の西日本豪雨で山ノ井川の溢水により床下浸水しました世帯に消毒用の消石灰を購入し配布した

ものでございます。この費目では、風水害などの水防活動に要する費用を発生予算として計上しておりますが、平成30年度においては、水防活動での支出が少なかったための不用額でございます。

以上でございます。

議長　　ここで、6款農林水産業費より9款消防費までについて質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員　　110ページのところで、セットバックの管理の部分が出てきているかと思えます。主要施策の中でも出てきているのかなと思っておりますが、このセットバックをされたところで寄附採納が行われている部分が何カ所あるのかなと思っております。自己管理ではなくて、もう町に寄附採納するということなのです。その後、町のほうで舗装工事なり、道路としての使用をするようなことが行われているのか、いないのか、そこをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長　　答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　　30年度に行われた道路後退によって、その後、寄附採納された道路部分についての舗装等の状況はどうだというご質問だと思います。

申しわけありません、今手元に用意しておりませんので、確認をして、また後ほど答弁させていただきたいと思えます。

議長　　よろしいですか。11番、小畠裕司議員。

小島裕司議員　細かい数字は別に結構です。考え方として、基本的にセットバックされた部分を道路として町が舗装するのか、整備するのか、そこをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長　答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　いわゆる建築基準法上の２項道路についてのご質問だと思います。町の考え方としては、当然道路として提供されたものということになりますので、速やかに舗装、それから道路認定を行った上で道路としての用に供したいというふうに考えております。

以上です。

議長　よろしいですか。ほかにございませんか。１２番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　１０８ページ、筑後川土地改良区負担金は、他のこの負担金、筑後川土地改良区のほかはどれぐらいの負担があるんですか、この団体負担分が。

議長　それでは、答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　農地機能負担金の内訳ということで理解したいと思います。

主要な施策の成果の６９ページに負担金１３６万９，５８５円の内訳を示しております。その他の団体としては、現在のところ山の井川用水関係市町会及

び福岡県土地改良事業団体連合会の負担金を執行して計算をしているところです。

以上です。

議長 よろしいですか。１２番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 そのほかに南部土地改良区のほうの負担金というのはなかったですか。

議長 川村建設水道課長。

建設水道課長 福岡県南部土地改良区のことだと思いますけれども、３０年度の決算においては、ここの金額における執行はなかったのですが、南部土地改良区の負担金、恐らく賦課金という性格のものだと思いますので、南部土地改良区へどういう形で、どういったときに請求が発生して支出をするのかというところを確認しまして、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

議長 それでは、ほかにございませんか。１１番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 空き家対策の件をお尋ねしたいと思います。１２５ページのところで、空き家件数が主要な施策に対する中では７件ということで表記されています。この７件というのは、これは空き家バンクに登録されたのが７件であって、基本的には空き家対策で詳しく知ったんですけれども、この中には危険家屋も入っているんですか。ただ単に空き家として再利用できる分がこの

空き家バンクに登録されていくのか、危険家屋も含めて記載されているのか、もしくは危険家屋は別の方法でまた警告なり、検索をするか、そこをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 まず7件の物件の登録は、あくまでも利活用を進めるための空き家バンク登録ということでご理解いただければと思います。

それから、建設水道課が所管する適正な維持管理、そちらの分野における、いわゆる議員ご指摘になる危険家屋と言われる類いのものについては、通常、代執行まで段階を踏んで、いわゆる処置が進められるわけですが、現在のところ、所有者が不明な空き家、あるいは地域において措置の心配をされている管理等が不行き届きな空き家、そういったものについての勧告までいつているものはございません。現在のところ所有者へ注意喚起を行うために、所有者の調査、それから所有者が判明した時点で注意喚起を行うと。法律における勧告という形で、まだ段階が進んでいるものはないということでご報告いたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 114ページです。資源循環農業促進研究委託費、これは委託団体か委託先かどうかちょっと教えてください。

議長　それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　１２番、中島町議の質問にお答えいたします。

委託先につきましては、農事組合法人の前牟田東によって調査研究をされたということで承知しております。

以上でございます。

議長　よろしいですか。ほかにございますか。

質疑なし

議長　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開を１時５５分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩　　１３時４４分

再開　　１３時５５分

議長　それでは、再開をいたします。

決算の説明入ります前に、午前中、益田議員より質問のあっておりましたくーみんテレビの件について、企画課長が答弁の準備ができたというふうなことでございますので、先に答弁を求めたいと思います。北島企画課長。

企画課長 7 番、益田隆一議員から午前中、ご質問を受けておりました C R C C メディアのキャンペーンにおける加入者数がどれぐらいあったかということでございます。

昨年 1 年間で実増が 1 4 6 件ふえておるわけでございますけれども、そのうち約半数の 7 8 件で、内訳で申し上げますと工事費無料キャンペーンで 6 5 件、民間集合住宅加入促進キャンペーン等で 1 3 件ということで、合計 7 8 件の増加というふうになっておるということで報告を受けております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

引き続き、小畠議員より質問のあった件につきまして、川村建設水道課長に答弁を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

建設水道課長 セットバック道路のその後についてのご質問だったと思います。先ほど確認をしましたところ、舗装、補修の予算となるということなのですが、何分この舗装の補修も地域からの要望が非常に多い案件でございまして、なかなか直ちに要望をかなえるというところまでは今いっていない現況ではありますが、セットバック分については努めて早く対処するというところで、最近の実績では寄附を受納しておおむね 2 年か 3 年ぐらいの中では完成をしてきているということでございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

それでは、決算書 125 ページ、10 款教育費より 14 款予備費まで、順次説明をお願いいたします。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、予算現額 141 万 1,000 円、支出済額 139 万 739 円、不用額 2 万 261 円、主要な施策の成果は 82 ページに記載しております。この目は、教育委員会の運営などに係る費用を支出しています。主なものとして、1 節報酬 120 万 9,199 円は教育委員の報酬です。

続きまして、2 目事務局費、予算現額 4,535 万 4,000 円、支出済額 4,502 万 1,341 円、不用額 33 万 2,659 円、主要な施策の成果は 82、83 ページに記載しております。決算書は 125 ページから 128 ページにかけての説明になります。この目では、職員の人件費を初め、健康診断、各種協議会等への負担金などに係る費用を支出しております。

主なものとして、1 節報酬 228 万 1,188 円は、指導主事兼教育相談員の報酬です。

13 節委託料では、児童生徒及び教職員の健康診断委託料 116 万 8,128 円など合計で 145 万 308 円を支出しております。

19 節負担金補助及び交付金では、日本スポーツ振興センター共済掛金 129 万 7,945 円など合計で 231 万 9,375 円を支出しております。

127、128 ページをお願いいたします。

続きまして、3 目教育力向上支援事業費、予算現額 1,362 万円、支出済額 1,323 万 5,489 円、不用額 38 万 4,511 円、主要な施策の成果は 83 ページに記載しております。この目では、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな学習指導を行うための費用を支出しております。主なものとし

て、7節賃金では、学校の図書司書の賃金577万2,732円を初め、中学校教諭補助非常勤教諭賃金117万3,600円など合計で694万6,332円を支出しております。

8節報償費では、中学校学習支援サポーター謝金に137万2,000円、13節委託料では、外国語指導助手業務委託料などに483万8,400円をそれぞれ支出しております。

続きまして、4目特別支援教育事業費、予算現額1,782万2,000円、支出済額1,757万5,816円、不用額24万6,184円、主要な施策の成果は83ページに記載しております。この目では、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習支援などに係る費用を支出しております。主なものとして、7節賃金1,748万7,119円は、特別支援教育支援員小学校8名分、中学校2名分の賃金です。

129ページ、130ページをお願いいたします。

続きまして、5目学校問題相談事業費、予算現額809万円、支出済額783万8,384円、不用額25万1,616円、主要な施策の成果は83ページ、84ページに記載しております。この目では、いじめや不登校などの問題の早期発見、早期解決を図るための費用を支出しております。

主なものとして、1節報酬では、中学校に配置しております学校問題研究相談員報酬111万3,120円のほか、各小学校に2名ずつ配置しております家庭教育支援員報酬222万400円をそれぞれ支出しております。

8節報償費では、スクールカウンセラーに対する謝金260万円のほか、スクールソーシャルワーカー謝金188万6,000円をそれぞれ支出しております。なお、未執行の9節旅費については、家庭教育支援員の研修などの出張がなかったことにより不用となったものです。

続きまして、２項小学校費、１目学校管理費、予算現額１億３，７２７万４，０００円、支出済額９，１９１万１，８７９円、繰越明許費４，１１５万３，０００円、不用額４２０万９，１２１円、主要な施策の成果は８４ページに記載しております。この目では、各小学校の施設設備の維持管理費のほか、教育環境の改善に係る費用などを支出しております。繰越明許費４，１１５万３，０００円については、各小学校の特別教室の空調機設置に係る工事監理委託料及び工事請負費をそれぞれ翌年度に繰り越したものです。決算書は１２９ページから１３６ページにかけての説明になります。

主な支出として、１節報酬では児童の健康診断などに係る校医、薬剤師への報酬１８１万５，０９６円を支出しております。

１１節需用費２，０３０万３８円は、各小学校に要した光熱水費、消耗品費、修繕料などに支出しております。

１３節委託料２，４７４万４，５１４円は、木佐木小学校校舎増築工事に係る設計業務委託料９１２万５，９２３円のほか、小学校空調機設置工事設計業務委託料、用務員委託料、清掃業務委託料などに支出しております。

１４節使用料及び賃借料６６４万７，９４３円は、各小学校で使用しているパソコン機器のリース代などに支出しております。

１５節工事請負費２，９０８万９，１９８円は、木佐木小学校校舎防水工事及び木佐木小学校昇降口家具取りかえ工事にそれぞれ支出しております。

１８節備品購入費５４１万９，７７８円は、図書購入を初め、児童用の机、椅子、屋外放送機器などの購入に支出しております。なお、未執行の９節旅費については、各小学校で開催する研修に係る講師の費用弁償について、教育事務所等からの派遣をいただいたことにより不用となったものです。また、２０節扶助費は発生予算として児童の入院見舞金を計上したものが不用となったも

のです。

続きまして、２目教育振興費、１３５、１３６ページをお願いいたします。

主要な施策の成果は８５ページに記載しております。この目では、各小学校の教育条件の整備を図るために必要な教材備品の購入のほか、教育の機会均等を図るために、経済的に問題のある児童の保護者に対する援助に係る費用などを支出しております。

主なものとして、１８節備品購入費３４７万９５円は、各小学校において教材として使用する備品の購入に支出しております。

２０節扶助費６４７万７，９０２円は、経済的に問題のある児童の保護者に対する就学援助に係る費用です。不用額１２２万３，０９８円は、就学援助が当初見込んでおった分について申請が少なかったことによるものです。

続きまして、３目学童農園設置事業費、予算現額４３万９，０００円、支出済額２５万９２６円、不用額１８万８，０７４円、主要な施策の成果は８５ページに記載しております。この目は各小学校が設置している学童農園に係る費用を支出しております。決算書１３５ページから１３８ページにかけての説明になります。

主なものとしては、８節報償費１１万円は、栽培に係る指導や管理などに協力していただいた方に対する謝金として支出しております。

続きまして、３項中学校費、１目学校管理費、１３７、１３８ページをお願いいたします。予算現額６，１９８万円、支出済額３，７５３万１，３１６円、繰越明許費２，２４９万５，０００円、不用額１９５万３，６８４円、主要な施策の成果は８５、８６ページに記載しております。この目では、中学校の施設設備の維持管理のほか、教育環境の改善に係る費用などを支出しております。繰越明許費２，２４９万５，０００円については、中学校の特別教室の空調機

設置に係る工事監理委託料及び工事請負費をそれぞれ翌年度に繰り越したものです。

決算書 137 ページから 140 ページにかけての説明になります。

主なものとして、11 節需用費 892 万 2,826 円は、光熱水費、消耗品費、修繕料などに支出しております。

13 節委託料 593 万 5,775 円は、中学校空調機設置工事設計業務委託料 90 万 8,280 円のほか、用務員委託料や学力分析テスト委託料などに支出しております。

14 節使用料及び賃借料 287 万 7,551 円は、中学校で使用しているパソコン機器のリース代等に支出しております。

15 節工事請負費 1,023 万 9,480 円は、中学校校舎防火シャッター改修工事に支出しております。

18 節備品購入費 157 万 2,440 円は、図書の購入のほか、生徒用の机、椅子などの購入に支出しております。

なお、未執行の 20 節扶助費は、発生予算として生徒の入院見舞金を計上していたものが不用となったものです。

続きまして、2 目教育振興費、139 ページ、140 ページをお願いいたします。予算現額 1,178 万 5,000 円、支出済額 1,060 万 738 円、不用額 118 万 4,262 円、主要な施策の成果は 86 ページに記載しております。この目では、中学校の教育条件の整備を図るために必要な教材備品の購入のほか、教育の機会均等を図るために、経済的に問題のある生徒の保護者に対する援助に係る費用などを支出しております。

主なものとして、18 節備品購入費 257 万 7,723 円は、中学校の教材として使用する備品の購入に支出しております。

20節扶助費641万8,061円は、経済的に問題のある生徒の保護者に対する就学援助に係る費用です。不用額110万6,939円は、当初の見込みより申請が少なかったことによるものです。

続きまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額1,890万2,000円、支出済額1,861万5,037円、不用額28万6,963円、主要な施策の成果は86ページに記載しております。この目では、職員の人件費のほか、社会教育団体等への支援などに係る費用を支出しております。

主なものとして、報償費では、成人式記念品代など合計で20万1,580円を支出したほか、次のページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金84万5,000円では、町婦人会に16万円、町PTA連絡協議会32万円、少年の船20万円にそれぞれ補助金を交付しております。

なお、未執行の14節使用料及び賃借料については、駐車場使用料として計上していたものが不用となったものです。

次に、2目公民館費、予算現額223万5,000円、支出済額213万8,637円、不用額19万6,363円、主要な施策の成果は86、87ページに記載しております。この目では、地区公民館長への報酬のほか、町文化祭の開催に係る費用などを支出しております。

主なものとしては、1節報酬では、地区公民館長41名分として147万6,000円を支出しております。

次に、3目青少年育成費、予算現額159万6,000円、支出済額159万5,040円、不用額960円、主要な施策の成果は87ページに記載しております。この目では、青少年育成町民会議を初めとする青少年育成に関する団体への支援に係る費用を支出しております。

主なものとしては、143、144ページをお願いいたします。19節負担

金補助及び交付金 149 万円は、青少年育成町民会議ほか 4 団体に対して補助金を交付しております。

次に、4 目文化財保護費、予算現額 358 万 8,000 円、支出済額 319 万 7,376 円、不用額 39 万 624 円、主要な施策の成果は 87 ページに記載しております。

主な支出として、11 節需用費 31 万 2,699 円は、平成 29 年、30 年度にわたって調査を行ってございました川祭りの報告書の印刷製本費 26 万 5,032 円などに支出しております。

19 節負担金補助及び交付金 26 万円は、久留米絃技術保存会及び全国重要無形文化財全国協議会への補助金です。

なお、14 節使用料及び賃借料の不用額 12 万 5,000 円は、発生予算として計上してございました試掘調査用の機械借り上げ料 11 万 9,000 円などが不用となったためです。

次に、5 目図書情報センター施設管理費、予算現額 320 万 1,000 円、支出済額 303 万 315 円、不用額 17 万 685 円、主要な施策の成果は 88 ページに記載しております。主な支出として、13 節委託料 268 万 3,152 円は、清掃委託料やエレベーター保守委託料などです。なお、未執行の 12 節役務費については、ごみ処理手数料として計上していたものが不用となったものです。

次に、6 目生涯学習まちづくり推進費、予算現額 3,343 万 4,000 円、支出済額 3,147 万 4,226 円、不用額 195 万 9,774 円、主要な施策の成果は 88 ページ、89 ページに記載しております。この目では、図書情報センターの運営に係る人件費や図書の購入費のほか、こっぽーっとホールでのイベント開催に係る費用などを支出しております。決算書については 143

ページから 146 ページにかけての説明になります。

主なものとして、7 節賃金 1, 819 万 4, 905 円は、司書など 9 名分の非常勤職員の賃金です。

次のページをお願いいたします。

11 節需用費 192 万 5, 027 円は、雑誌 99 種類、新聞 15 種類の購入費などに支出しております。

14 節使用料及び賃借料 428 万 2, 612 円は、パソコン機器リース代及びソフトの使用料などです。

18 節備品購入費 435 万 8, 470 円は、図書類 2, 231 冊、視聴覚資料 78 点の購入費です。

19 節負担金補助及び交付金 217 万 7, 517 円は、146 ページの備考欄、町民協働文化活動推進事業のホールイベント実行委員会負担金 180 万円などです。

次に、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費、予算現額 2, 096 万 1, 000 円、支出済額 2, 021 万 2, 845 円、不用額 74 万 8, 155 円、主要な施策の成果は 89、90 ページに記載しております。この目では、生涯スポーツの普及促進を図るために必要な人件費を初め、各種スポーツ大会の開催に係る費用などを支出しております。決算書は 145 ページから 150 ページにかけての説明になります。

主なものとして、1 節報酬 64 万円は、148 ページの備考欄、指導者育成事業のスポーツ推進員 20 名分の報酬です。

13 節委託料 79 万 5, 000 円は、同じく備考欄の青少年総合型体験事業の子供スポーツ教室 20 万 5, 000 円、わんぱく体験隊事業 55 万 4, 000 円などに支出しております。

19節負担金補助及び交付金538万7,000円は、同じく備考欄の体育協会支援事業の町体育協会への補助金、助成金470万3,000円などです。

なお、未執行の20節扶助費については、発生予算として計上しておりました入院見舞金が不用となったものです。

149、150ページをお願いいたします。

次に、2目保健体育施設費、予算現額7,920万6,000円、支出済額7,572万7,483円、不用額347万8,517円、主要な施策の成果は90、91ページに記載しております。この目では、総合体育館や運動公園などの社会体育施設及び設備の維持管理に係る費用を支出しております。

主なものとして、11節需用費1,043万3,818円は、光熱水費、修繕料などです。

13節委託料802万1,685円は、施設管理業務や清掃業務などに係る委託料です。

15節工事請負費4,342万4,345円は、県営住宅団地跡地に整備いたしましたみんなの広場整備の工事請負費です。なお、不用額157万5,655円は入札残の一部となります。

17節公有財産購入費1,285万8,000円は、借地をしておりましたテニスコート用地の購入費です。

なお、未執行の8節報償費については、みんなの広場落成式の記念品代として計上しておりましたが、落成式を行わなかったため不用となったものです。

続きまして、6項学校給食共同調理場費です。次のページをお願いします。

1目調理場管理費、予算現額8,630万6,000円、支出済額8,452万3,298円、不用額178万2,702円、主要な施策の成果は92、93ページに記載しております。この目では、学校給食実施に係る人件費のほか、

施設設備の維持管理に係る費用などを支出しております。決算書は151ページから154ページにかけての説明になります。

主なものとして、7節賃金999万4,306円は、臨時雇いの調理員の賃金です。

11節需用費1,100万9,378円は、光熱水費を初め、ボイラーの燃料費、スポットエアコンなどの修理費などに支出しております。

13節委託料307万5,177円は、浄化槽管理清掃委託料などを初め、ボイラーの点検委託料、検便などの検査に係る委託料などを支出しております。

18節備品購入費436万6,512円は、給食配送車及び給食用の食缶の購入に充てております。

19節負担金補助及び交付金では、平成29年度から行っております学校給食費の一部または全額の補助を行うための費用として724万6,818円を支出したほか、地場野菜消費拡大のための助成金、牛乳瓶のリユース推進のための助成金など、合計で856万8,571円を支出しております。

なお、1節報酬の不用額については、給食センターの運営委員会を年2回開催予定で予算化しておりましたが、1回のみの開催になったことに加えて、急遽欠席された委員がおられたことにより5万4,000円の不用額となっております。また、未執行の9節旅費については、出張等に公用車を使ったため不用となったものです。

以上で説明を終わります。

こども未来課長 決算書153、154ページをお願いいたします。

7項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額60万、支出済額57万2,300円、不用額2万7,700円となっております。主要な施策の成果では94ペ

ージに記載しております。支出の内訳は、19節負担金補助及び交付金の同額で、子ども・子育て支援法の該当施設に移行していない町外の幼稚園に入園している児童の保護者への保育料等の負担軽減を図るための就園奨励費の支出でございます。

以上でございます。

建設水道課長 11款災害復旧費、3項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、予算現額12万円、支出済額11万1,000円、不用額9,000円となっております。

19節負担金補助及び交付金で同額です。内容としては、花宗太田土木組合が本町内で実施した災害復旧事業に対する負担金です。事業の概要については主要な施策の成果94ページに記載しております。

以上です。

会計課長 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額4億2,801万3,000円、支出済額4億2,793万7,715円、不用額7万5,285円となっております。

23節償還金利子及び割引料で同額の支出です。2目利子、予算現額4,199万1,000円、支出済額4,115万7,483円で、不用額83万3,517円となっております。

23節償還金利子及び割引料で同額の支出です。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額500万、支出済額ゼロ、不用額500万となっております。

以上で歳出決算の状況についての説明を終わります。

議長　　ここで、１０款教育費より１４款予備費までについて質疑を行います。
質疑ありませんか。

質疑なし

議長　　それでは、質疑を終結いたします。

　　以上で歳出に関する所管課長の説明を終わります。

　　続いて１３ページ、歳入の説明を所管課長に求めます。的場会計課長。

会計課長　　１３ページ、１４ページをお開きください。

　　１款町税、予算現額１３億３，７１９万４，０００円、調定額１４億６，４６８万８，３２１円、収入済額１４億１，６８０万５，９４８円、不納欠損額２１２万８，８８３円、調定額に対する収入未済額は４，５７５万３，４９０円で、前年度決算額と比較するとマイナス６７２万６，７７３円、０．５％の減です。

　　なお、各款における決算額については、前年度決算額との対比について、決算審査提出資料２ページ及び決算審査意見書にて掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

　　２款地方譲与税、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で７，７０８万５，０００円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較すると１０３万１，０００円、１．４％の増です。

　　１５ページ、１６ページをお開きください。

　　３款利子割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で２０５万３，

０００円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較するとマイナス２８万７，０００円、１２．３％の減です。

４款配当割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で４５６万１，０００円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較するとマイナス１４９万４，０００円、２４．７％の減です。

５款株式等譲渡所得割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で４１８万円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較するとマイナス２２２万３，０００円、３４．７％の減です。

６款地方消費税交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で２億３，６５４万２，０００円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較すると１３１万４，０００円、０．６％の増です。

７款自動車取得税交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で２，９２６万９，０００円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較すると１３７万６，０００円、４．９％の増です。

１７ページ、１８ページをお開きください。

８款地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で１，１１１万７，０００円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較すると１２０万８，０００円、１２．２％の増です。

９款地方交付税、予算現額、調定額、収入済額ともに同額で１４億５，９１１万７，０００円、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較すると１，２８４万３，０００円、０．９％の増となっております。

１０款交通安全対策特別交付金、予算現額２５０万円、調定額２４１万２，０００円、収入済額２４１万２，０００円、不納欠損額、調定額に対する収入

未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較するとマイナス１１万３，０００円、４．５％の減となっております。

１１款分担金及び負担金、予算現額５，３９４万２，０００円、調定額５，４７８万４，０２３円、収入済額５，３８１万１，５７３円、不納欠損額ゼロです。調定額に対する収入未済額９７万２，４５０円です。内訳としましては、全て２項負担金、１目民生費負担金、１節児童福祉費負担金の私立保育料及び過年度分私立保育料内で生じております。前年度決算額と比較するとマイナス１０６万７，８９７円、１．９％の減となっております。

１２款使用料及び手数料、予算現額５，４５９万、調定額６，３１８万７，７３５円、収入済額６，２６７万９，３３５円、不納欠損額ゼロです。調定額に対する収入未済額５０万８，４００円です。

１９ページ、２０ページをお願いします。

内訳としましては、全て１項使用料、２目民生使用料、１節児童福祉使用料の町立保育料及び過年度分保育料内で生じています。

２１ページ、２２ページをお願いいたします。

１３款国庫支出金、予算現額７億１，７９４万４，０００円、調定額６億７，８９２万２８１円、収入済額は同額です。不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。予算額、調定額及び収入済額が下回ったことについては、翌年度への事業の繰り越しが主な要因となっております。

１４款県支出金、予算現額６億１，６８３万１，０００円、調定額６億１，６２５万３２１円、収入済額は同額です。不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。予算額、調定額及び収入済額が下回ったことについては、１３款国庫支出金と同様に、翌年度への事業の繰り越しが主な要因となっております。

29ページ、30ページをお開きください。

15款財産収入、予算現額4,116万7,000円、調定額4,074万7,591円、収入済額3,977万4,594円、不納欠損額ゼロ、調定額に対する収入未済額97万2,997円。内訳としましては、32ページをお開きください。全て2項財産売払収入、1目不動産売払収入、3節その他不動産売払収入の町有水路埋め立て払い下げ収入内で生じております。

16款寄附金、予算現額13億9,994万1,000円、調定額14億628万1,120円、収入済額は同額です。不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度決算額と比較しますと12億9,115万1,120円、1,121.5%の増となっております。ふるさと納税寄附金が増加したことが主な要因となっております。

33ページ、34ページをお願いいたします。

17款繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともにゼロです。

18款繰越金、予算現額1億7,024万8,000円、調定額1億7,024万8,483円、収入済額は同額です。不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロです。前年度繰越金1億6,336万5,483円、前年度からの繰越事業に係る繰越金の一般財源分688万3,000円となっております。

19款諸収入、予算現額2億1,344万2,000円、調定額2億1,633万3,981円、収入済額は同額で、不納欠損額、調定額に対する収入未済額ともにゼロとなっております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

20款町債、予算現額3億5,313万7,000円、調定額3億683万7,000円、収入済額は同額です。不納欠損額、調定額に対する収入未済額

ともにゼロです。予算額を調定額及び収入済額が下回ったことについては、当該年度に予定しておりました事業が翌年度へ繰り越し、結果として予定しておりました起債の借り入れをしなかったことが要因となっております。

以上で歳入決算の状況についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 今、この資料の決算審査提出資料の2ページを見えています。

これで、29年度と30年度を比較すると29年度比トータルでは9億ぐらいの増になっているんですが、寄附金がその中で13億がプラスになっています。とすると、これ4億ぐらいは、逆に寄附金が12億のプラスでなかったとすると、これは4億ぐらいの全体ではマイナス、そんな勘定になるんじゃないでしょうか。ここいらについてどういうふうに考えておられるか説明していただきたいというふうに思います。

議長 答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 古賀知文議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税に対する寄附金が13億に対して寄附金のほうが4億ということで、それ以外のお金がどうなったかということでの質問でよろしかったでしょうか。

古賀知文議員　逆に言えばトータルで考えるとマイナスになっているんじゃないですかということを言っています、収入が。

会計課長　実際のところ、ふるさと納税の分で寄附をいただいた分について、収入、歳出を比較しますと確かにふるさと納税が増加しなかった分についてはマイナスになります。しかしながら、ふるさと納税に対する希望される事業の充当分を充てて、結果として余剰金が生じております。余剰金につきましては、積立金で公共施設整備基金の繰り入れや財政調整基金のほうに繰り入れをしているところでございます。

以上で古賀知文議員の質問を終わります。

議長　１０番、古賀知文議員。

古賀知文議員　これ、仮に３１年度にこの表をつくったとすると、平成３０年度に１４億という数字が入ってきます。前年度にね。平成３０年度のところに１４億入ってきます。そうすると今度は令和元年度になるのかな、そうするとこれが１１億になるのか、１４億になってくれればとんとんで、それでもマイナスの何億かになるわけです。この勘定、上のほうが全部このままでいけばですよ。そこいらをちょっと聞きたいんです。

議長　暫時休憩をいたします。

休憩 時 分

議長 それでは、再開をいたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 ちょっと先ほどのご質問に対して補足してお答えさせていただきたいと思いますが、議員ご指摘のように、単純に差し引きをすると、ふるさと納税分がふえた分と歳入合計がふえた分の差し引きが4億ぐらいあるということで、実質的には4億ぐらい赤字になっとりやせんかというご心配だと思うんですが、実際、ふるさと納税の寄附金がふえた分で、主な原因としては、基金からの繰入金を予定しておった分を収入の中に入れる必要がなかったというのが一つ大きな要因でありますし、あとは町債が減っているということで、ここら辺については少し事業規模、大きな事業をするとどうしても町債がふえてくる部分というのがございますので、年度によって、事業内容によってここら辺のところの上下が出てくると。これのちょっと詳細なところについては再度検討いたしまして、ここら辺のもう少し詳しい原因については後ほど会計課長のほうに報告させたいと思いますので、一応、この場はそういうことでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 要は、この表から見ますと、今言われる町債の部分、それか

ら繰入金の分、トータルすればおおむねとんとんかなという感じがしまして、次年度以降、気を引き締めというか、とにかく気を引き締めないで難しい状態にあるのかなというふうに読み取れたものですから、そういうふうに言いました。

以上です。

議長　ほかに質疑ございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　今の関連になるかと思うんですけれども、決算審査提出資料に記載されている3ページ、寄附金、前年度との比較で12億9,115万1,000円、伸び率が1,121.5%、内訳がふるさと納税の寄附金が12億8,100万、代理受領が990万というふうに書いてあるんですけれども、これだけそのふるさと納税が伸びたという要因、全国的に伸びたものなのか、何かうちだけ商品に目立つようなものをつけるようになったのか、どのように分析してあるのかをちょっとお聞きしたいということと、あと一つ、普通建設費の比較15ページ、近隣町の普通建設事業の人口1人当たり決算額の状況というのがあります。平成25年度からずっと比較をいただいています。近隣の大刀洗、広川あるいは全県下の市町村平均あるいは町村の平均ということを出してあるんですが、やっぱり大木町は少ないんですよね、人口1人当たりの投資額ということを見ると。

これは今後のことになるんですが、やっぱり幾らか他の自治体と均衡を保つぐらいの投資というものをやらないと、各行政区長からいろいろな要望が来ておるんだと思うけれども、結果的に予算がございませんということで、なかなか実施に結びつかないという現状があるんじゃないかというふうに思っていま

す。そういったことを踏まえれば、やっぱり今後、予算の組み立ての段階の話になるんですが、そういった部分も考慮いただいてやっていただきたいというふうに思うところです。

以上です。

議長　それでは、まず第1点目のふるさと納税の伸びた要因というふうなところを北島企画課長のほうに答弁を求めたいと思います。

企画課長　6番、北島議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

昨年度のふるさと納税につきましては、こちらの詳細の中にも書いてございますとおり、北海道厚真町の地震災害に対する災害支援を行っております。言い方をちょっと注意しないといけないんですけども、そういった災害寄附に取り組んだおかげで大木町の名前がふるさと納税サイトの上位に掲示されたということで、非常に悪い言い方をすれば売名行為ができたということで、そういったこともありまして寄附が伸びたということでございます。

この点については、西日本新聞の取材もございまして、そのようなことでご答弁させていただいておりますし、また、私どもの努力ももちろんございます。返礼品のアイテムを100以上ふやしたりとか、またはいろんな中京の福岡県人会の総会等に出向いて、これは町長もトップセールスで行ってもらっとるんですけども、そういった場の中で大木町のPR及びふるさと納税のご依頼という形で、各種高等学校の同窓会等にも出向いてやっていっておる成果というふうに分析をしております。

今後とも頑張ってまいりたいと思っておりますので、議会のほうのご協力もよろしくお願い申し上げまして、答弁を終わらせていただきます。

議長　次に、普通建設事業についての考え方ということで、境町長に答弁を求めたいと思います。境町長。

境町長　北島議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

この資料、決算審査提出資料の15ページで議員ご指摘のように、普通建設事業の1人当たりの金額で比べると、年によって当然上下はございますけれども、大木町が全体として少ないんではないかというようなご指摘でございます。

基本的な考え方としては、施設に対する投資というか、例えば新しい施設をつくるとか、そういうことに関してはやはり慎重に行くべきだと。これまでもそういう考え方で新しい施設をつくるということには慎重に対応してこられたと思うんですけれども、今後もやっぱりそういう考え方というのは踏襲すべきだというふうに考えております。

よその自治体等で、広川町さんあたりは学校整備であるとか、いろんな施設に対する投資が多分この間続いたんだろうというふうに思っておりまして、その影響で1人当たりの建設事業費がふえておるというような状況であるというふうに考えております。ただ、私ども大木町としては、そういう施設整備、新しい施設をつくる、そういうことに関しては慎重にいきたいと思いますし、議会とも十分ご協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

あと道路整備、水路整備、こういうものに関しての地域からの要望というのは確かに非常に多うございます。一つ、水路整備を今後どう進めていくのか。水路整備というのははっきり言って切りがない分野でございますので、この分については十分整理をして、国・県等の補助事業を十分活用していかなければ、町の単費だけじゃ到底対応できないというようなところだというふうに思っ

おります。

県・国営の水路に関してはほぼ整備が終わって、集落内の整備が残っていると、現在はそういうような状況かというふうに思っております。それに関して農村総合整備事業のほうで今計画をつくっておりますし、今後、水路に関する整備に関しては、集落内の水路の整備に軸足を置いてやっていくということで、今後計画を進めてまいりたいと思っておりますし、それに関してはできるだけ、これは単独でというのも本当に厳しいので、国・県の補助事業、その要望等も行いながら、できるだけこれは進めてまいりたいというふうに考えております。

道路に関しましても、これも舗装等が傷んでいる部分等がございまして、その分については随時調査をして、地元の要望等を踏まえてバランスよくやっていこうということで、担当課で随時やっていただいているものだというふうに考えておりますけれども、この分についても計画的にとにかくやっていくということで、今後とも考えてまいりたいというふうに思っております。

これから、ここでいう普通建設事業に対する投資というのは、そういうようないわゆる建設事業に対する投資額を数字であらわしたもので、どれだけ投資するのが妥当かというのはそれぞれの市町村で全く状況が違うので、一概に比較できないものだと思いますし、これからの投資はもちろんそういう必要な建設事業も必要なんですけれども、やっぱりもう少しソフト的な部分に対する投資も重要ではなかろうかと。特にコミュニティを活性化するとか、健康づくりとか、そういう予防措置に投資をするとか、そういうところも今後重要になってくるので、そういう部分との優先順位等を考えながら、私どもの町では私どもの町のベストな投資の方法を議会の皆さんとも議論しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長　　よろしいですか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　　今、町長のほうから答弁いただいたんですが、私の認識とすれば、普通建設事業費というのは箱物整備もあるだろうと思うんだけど、ライフラインの整備、道水路も含めた中での総括的な指数だろうというふうに思っています。

そういったことで、特に私のほうをお願いしたいのは道路、水路についてやっぱり困っている地域の事情がある中では、最大限やっていただきたいというふうに思っていますし、確かに、全町面積の14%をクリークが占めているという特異な大木町の現状ですから、堀の整備といえはそれはもう切りがない、確かに。でも、よそでやっていることは大木町もやっていいんじゃないかなという気がします。というのは、筑後であったり、柳川であったり、大川であったりというのはやっぱり雨が降れば土手が崩れて、農林災害とかというのがやっぱり起きているようです。大木町だけは雨が降らんということはないだろうと思っていますし、やっぱり取り組めるものは取り組むということも、やっぱりそういった考え方というのにも必要ではないのかなと。

とりわけ激甚災害とか指定されれば、90%の後半という高率の国庫補助とかというのもいただけるということもあるわけですから、そういった部分はやっぱりもう一度、長いこと大木町は農林災害やっていませんけれども、やっぱり検討してもいいんじゃないかなろうかというふうに思います。

以上です。

議長　　それでは、川村建設水道課長。

建設水道課長　　災害復旧事業についてのお話が出ましたので、現在、建設水道課で行っている現状をご説明さしあげたいと思います。

先ほどご指摘のあった災害復旧事業について、本町においては、取り組んでいないということではなくて、今度の８月２８日の大雨における災害被災箇所についても一応県に打診をしまして、今現在、災害復旧事業という形で国に申請をしてよろしいかという下打ち合わせを行っている段階でございます。

過去においても、そういう被災箇所については極力、災害復旧事業、非常に国の補助も高うございますので、議員がご指摘されるように有効な整備の手段という形にはなるかと思っておりますので、補助に乗るものについては積極的に乗せていくという姿勢は当然以前よりとっているところですので、今回も今の内々での県における審査がもしよろしいということになれば申請を出して、災害復旧事業に取り組むという形になろうかと思っております。

現状については以上です。

議長　　よろしいですね。６番、北島好昭議員。

北島好昭議員　　建設課長にちょっとお伺いしたいんですが、今の内々でやっておるという部分について、もし箇所数、本数ぐらいちょっと情報が出せるのであればお出しいただきたいなと。それが農林債なのか、公共債なのか、両方なのか、教えられる、あるいは言える範囲で結構ですが、お願いしたいと思います。

議長　　答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　大雨における被害でして、いわゆる農地の被害ということになりますので、農林債という形で今準備を進めております。箇所については2カ所、ただ、場所については決定してからまた公表させていただきたいと思っております。

以上です。

議長　ほかにございますか。よろしいですね。副議長よろしかったか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　決算審査特別委員会でもよかったんですけども、せっかくだから。

税収の分で、収入未済額が以前から比べれば大分徴収率もよくなって、少しは収入未済額が減ってきているのかなと思います。これも税務町民課、また職員の皆さんのご努力でこれだけ減ってきているのかなということと感謝しております。

そういった中で、町税だけではなくて、以前からクリークの町有水路の埋め立ての払い下げ、そういった箇所も早目に箇所数を拾って請求して、早く払い下げをしてくださいということでした。そういった中でこれだけ113万の収入を得てあるということで、あと収入未済額が97万2,000円ということですが、町全体においてあとどのぐらいの払い下げの箇所があるのか。それから、この収入未済額が協力を得ていただいて納めていただくのか、それをお願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 町有水路の埋め立て払い下げの問題については、以前より議員の皆様方から早急に解決せよという形でご指摘をいただいているところです。ただ、払い下げをするには、分筆測量から境界を確定して、その後交渉に入るということで、非常に時間がかかるということで、過去の水路整備事業において、並行して残地処理というのができずにずっと累積しているという現状があります。

先ほど指摘された収入未済額の大部分についても恐らく——申しわけありません、正確に把握していないので恐らくという表現になりますが、過去の整備において、まだ整理が終わっていないところということで認識を私のほうではしているところです。これについてはやはりもう着手している以上は、公平性を保つためにも払い下げについては鋭意努力して進めていかなければならないというふうに思っております。

全体についてどのぐらいの進捗かというご質問もありましたが、これについては申しわけありません、今手元に資料がございませんので、調査、作成の上、後日また回答を差し上げたいと思っております。

それから、現在の水路整備に対する町の考え方ですが、水路整備のいわゆる工事のラインから払い下げまでの間、いわゆる管理をする部分をどれだけ設定するかという部分について、まだ流動的にといたしますか、きちんと水路の整備後の管理のスペースをどれだけ確保するかというのについて、内部でまだ協議をしている段階ではあります。それと先ほど申し上げました整備後の残地処理については非常に多額の費用がかかるということで、現在はまず例えば宅地造成をするとか、あるいは田から転用しておうちを建てられる方とか、そういう

ふうに非常にすぐにでもその境界の整理をしてもらいたいという希望に応じて個別に対応をしているところです。

あと、余りありませんが、整備によって入り江等大きな払い下げ地が生じて、そこをそのまま整理をせずに対象者に使うことで非常に不公平が生じると、そういうものについても鋭意個別に対処して払い下げについては進めると、ですから、従前のように整備用地全てを測量して確定をさせて、小さい面積でも払い下げをする、賠償をするという作業についてはまだ着手し切れていない部分がありますので、個別な対応に今のところは昨今の水路整備の後の残地処理についてはとどまっていると。これについては費用対効果の問題もありますし、優先順位の問題もありますので、まずは優先順位としては、必要に応じて個別に対応するという形の整備方針で行っていますので、その旨、ご承知いただきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。これをもって質疑を終結いたします。

これで歳入歳出についての所管課長の説明を終わります。

これより代表監査委員の決算審査に関する報告を求めます。安藤代表監査委員。

代表監査委員 お疲れさまです。代表監査委員を務めさせていただいております安藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度大木町一般会計の決算審査の報告をさせていただきますと思います。

まず最初に、決算審査に当たり、関係課及び職員の皆様のご協力によりまし

て、審査がスムーズに行えたことについて厚く御礼を申し上げます。

決算審査は、地方自治法第233条第2項の規定により実施するもので、町長より決算関係の審査を付託され、決算関係書類に基づき、関係各課に対する審査及び意見の聴取をさせていただきました。本日お配りさせていただいております決算審査意見書は、古賀議選監査委員と一緒に取りまとめたものでございます。また、先ほど町長及び各課長から決算につきましては詳細な説明がございましたので、要点のみの説明とさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、意見書の2ページをあけていただきたいというふうに思います。

一般会計の審査についてでございますが、審査対象でございます。平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算となります。証書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書。

2の審査期間でございますが、令和元年7月19日より令和元年8月9日までの間に7日間かけて審査をさせていただきました。

3、決算の審査に当たっては、次のことに重点を置いて審査を行いました。

まず（1）決算計数は正確であるか、（2）収入、支出などの事務は合法的に行われているか、（3）予算の執行は、その目的に沿って効率的かつ的確に執行されたか、（4）財政の運営は健全かつ適正になされているか、（5）財産の管理は適正になされているか。

4、審査の結果でございますが、平成30年度一般会計歳入歳出決算は、意見書3ページの表第1表、表第2表、表第3表のとおりでございます。

審査に当たっては、歳入歳出決算書及び事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及びその他関係諸帳簿、証書類について詳細に審査を行いましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳票、証憑書類と合致

しており、決算計数は正確であることを確認いたしました。

予算の執行、収入・支出事務処理及び財産管理につきましては、審査意見に述べておりますように適法かつ適性でありました。また、財政運営につきましても、適正な運営がされていることを認めました。

次に、意見書 12 ページをおあげ願います。

審査意見でございますが、審査の結果、予算の執行は歳入歳出とも計画に基づき適正に執行がされており、経費の削減や事務の合理化への努力も見受けられ、各施策においても所期の目的を果たしているものと認めました。

現在の町を取り巻く経済情勢でございますが、政府が 7 月に発表した月例経済報告では、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとされております。しかし、昨今の自国主義や保護貿易主義の台頭等、先行きは非常に不透明であります。また地方財政においても、少子高齢化による人口減少社会へ向かう中、ますます厳しさを増していくことが見込まれます。そのような中で、平成 30 年度の一般会計決算が良好な実質収支で翌年度へ引き継がれることは、堅実な財政運営がされている結果として評価するものでございますが、今後とも計画的な施策による効率的な予算の執行に努められるとともに、健全な財政運営を堅持されることを要望いたします。

なお、平成 30 年度における本町の財政に係る諸指数の状況でございますが、次のページの第 12 表をごらんいただきたいと存じます。

平成 30 年度の数値につきましては、下段、平成 30 年度のところに記載されておるとおりでございます。各指数の数値につきましては、実質収支比率 5.2 %、経常収支比率 88.2 %、財政力指数 0.520、公債費負担比率 9.3 %、起債許可制限比率 5.4 %となっております。なお、各指数の評価の見方につきましては、最下段に記載されておりますので、お目通しをよろしくお

願いたいと思います。

最後に、基金の状況についてでございますが、意見書26ページをお開け願います。

基金につきましては、地方自治法第241条に基づき、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てて運用されておりますが、いずれも法令、条例に基づいて適正に管理がされていることを認めました。なお、運用状況につきましては、29ページの表24表のとおりでございます。

以上、平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算審査の結果を報告いたします。ありがとうございました。

議長 代表監査委員の報告を終わります。

これより代表監査委員の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

安藤代表監査委員、ありがとうございました。

お諮りいたします。本案については、決算審査特別委員会を設置したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

決算審査特別委員会を2委員会に分けて設置をいたします。

総務建設産業常任委員会を第1決算審査特別委員会、文教厚生常任委員会を第2決算審査特別委員会として議案の審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定については、各決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。再開を3時25分といたします。

休憩 15時11分

再開 15時25分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。日程第6、議案第40号平成30年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第41号平成30年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ関連がございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、議案第４０号、議案第４１号については一括議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　　議案第４０号平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年９月５日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

続きまして、次のページをお願いします。

議案第４１号平成３０年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年９月５日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　　議案第４０号平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出算の認定について及び議案第４１号平成３０年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額１６億７，９７７万６，０００円に対し、歳出総額１６億９，８５３万６，０００円であり、実質収支額では１，８７６万円の歳入不足となっております。

この歳入不足の主な要因は、国民健康保険の過年度分の医療費等の確定に伴う国・県への補助金及び負担金を合計約２，８００万円返還したことなどによるものでございます。

また、平成３０年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額１億７，７２７万１，０００円に対し、歳出総額１億７，０９０万８，０００円であり、実質収支額では６３６万３，０００円の黒字となっております。

いずれも詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康課長　　議案第４０号平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果につきましては、９５ページに記載しております。

大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

その前に平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化により県が国保財政運営の主体となり、財政支援の強化や負担の公平化を図るようになりました。このことに伴い、平成30年度はこれまでと予算のつくりが大きく異なり、新たな予算科目や廃目となったものがございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,026万5,349円の支出となっております。この目につきましては、職員2名分の人件費及び事務費の支出となっております。事務費の主なものといたしまして、7節賃金20万5,538円は、臨時職員及び非常勤職員の賃金です。13節委託料の394万4,723円は、レセプト点検委託料及びパソコン電算システムの委託料等でございます。

2目連合会負担金といたしまして、86万1,223円でございます。国民健康保険団体連合会への負担金となっております。

2項徴税費、21ページ、22ページをお願いいたします。

1目賦課徴収費64万304円の支出です。12節役務費として63万1,214円支出しております。国保税口座振替手数料及び郵送料でございます。

3項1目運営協議会費として10万1,040円を支出しています。国民健康保険運営協議会委員9名の活動に伴う経費の支出となっております。

2款保険給付費、1項療養諸費10億2,703万6,275円を支出しております。1目から5目まで一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費並びに審査支払手数料でございます。

2項高額療養費1億6,900万608円支出しております。23ページ、24ページをお願いいたします。1目から4目まで一般被保険者及び退職被保

険者の高額療養費でございます。高額介護合算療養費については、該当がなかったため支出しておりません。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 6 3 0 万円を支出しております。1 5 件分であります。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 4 8 万 5, 0 0 0 円を支出しております。1 6 件分の葬祭費でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金 4 億 2, 4 1 4 万 4 8 6 円を支出しております。

2 5 ページ、2 6 ページをお願いいたします。

この款は、平成 3 0 年度から国民健康保険の運営を県も市町村とともに財政運営を担うことになり、これに伴い、県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村に請求して県に納付し、県は保険給付に必要な費用を全額市町村に払うようになりました。

1 項医療給付費分 3 億 7 3 3 万 5, 5 9 5 円を支出しております。一般被保険者及び退職被保険者の医療給付費分でございます。

2 項後期高齢者支援金等分 8, 4 5 1 万 2, 5 0 4 円支出しております。3 項 1 目介護納付金分 3, 2 2 9 万 2, 3 8 7 円を支出しております。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 3 2 6 万 1, 6 1 8 円を支出しております。非常勤職員 1 名分及び電算委託料の支出でございます。

2 項 1 目特定健康診査等事業費 1, 3 7 4 万 9, 8 0 2 円を支出しております。

2 9 ページ、3 0 ページをお願いいたします。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 3, 0 5 3 万 5, 3 3 6 円を支出です。1 目から 4 目までは一般被保険者及び退職被保険者の保険税還付金及び

還付加算金でございます。

6 目から 9 目までは償還金でございます。6 目療養給付費等負担金償還金 1, 7 3 7 万 2, 9 1 8 円の支出です。平成 2 9 年度の療養給付費等負担金返還金でございます。9 目その他償還金 1, 0 7 5 万 1, 9 8 2 円で、過年度分の国庫負担金返還金でございます。

1 0 款 1 項 1 目前年度繰上充用金、3 1 ページ、3 2 ページをお願いいたします。

2 2 節補償、補填及び賠償金、前年度の収入不足を補うために 2 1 5 万 5, 7 2 3 円の支出でございます。

1 2 款予備費につきましては、支出はありません。

続いて、収入のご説明を申し上げます。

9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税、調定額 3 億 7, 8 1 6 万 6, 3 6 9 円、収入済額 3 億 2, 8 1 1 万 9, 0 0 2 円、不納欠損額 9 3 万円、収入未済額 4, 9 1 1 万 7, 3 6 7 円です。現年度の収納率は 9 5. 1 4 %、滞納分の収納率は 2 3. 4 0 %となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。2 目督促手数料 8 万 7 5 0 円、督促に対する手数料でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 1 2 億 4, 0 7 5 万 4, 2 6 1 円の収入は県からの普通交付金です。町が医療機関に支払う医療の給付等の額を町に交付するものです。

8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、収入はございません。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 1, 0 1 6 万 7, 1 6 8 円の収入

となっております。内訳といたしまして、1節保険基盤安定繰入金7,484万6,468円、2節出産育児一時金繰入金420万円、3節財政安定化支援事業繰入金1,359万3,000円、4節職員給与等繰入金1,752万7,700円でございます。

8款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金53万2,294円でございます。2目退職被保険者延滞金3,300円でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

4項雑入10万7,734円でございます。

以上で国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する説明を終わらせていただきます。

30年度につきましては、歳入額につき、歳出額が多くなっておりまして、繰上充用という措置をさせていただきました。

続きまして、議案第41号平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

主要な施策の成果につきましては、96ページに記載しております。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出額166万6,111円は、後期高齢者医療に係る事務費等でございます。主なものといたしまして、11節需用費の33万6,296円は、保険料通知書等の印刷代等、12節役務費の73万786円は、保険証及び納付書の郵送料、13節の委託料58万3,200円はシステム開発委託料でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億6,793万6,867円

は、医療費分に係る広域連合への納付金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金12万4,510円は、過年度分の保険料返還金8件分でございます。

2項繰出金、11ページ、12ページをお願いいたします。1目一般会計繰出金114万5,224円は、一般会計へ清算金として支出したものでございます。

続いて、5ページ、6ページをお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料でございます。調定額7,566万3,950円、収入額7,566万3,950円、2目普通徴収保険料、調定額4,249万70円、収入額4,195万7,670円、収入未済額53万2,400円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料1万2,700円の収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金5,379万9,395円でございます。1節事務費繰入金674万5,000円、2節保険基盤安定繰入金4,641万1,395円、これは保険税軽減分に対する繰入金でございます。3節システム改修費繰入金58万3,000円でございます。システム開発委託料に対する一般会計からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金576万7,311円は、前年度繰越金でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

5款諸収入13万710円でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第４０号、議案第４１号について質疑ありませんか。１２番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 国民健康保険特別会計の収入未済額４，９１１万７，３６７、昨年は４，４４６万５，１３３円、約４００万ぐらいふえております。その原因がわかればお知らせください。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康課長 詳細な資料を持ち合わせておりませんので、後ほど説明させていただきます。よろしいでしょうか。

議長 ほかにございますか。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより代表監査委員の決算審査に関する報告を求めます。安藤代表監査委員。

代表監査委員 お疲れさまです。

それでは、平成３０年度大木町特別会計の決算審査の報告をさせていただきます。

それでは、意見書の３１ページをお開け願います。

特別会計の審査についてですけれども、まず審査対象でございますけれども、（１）平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、（２）平成３０年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、（３）証書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書。

審査期間でございますが、令和元年７月１９日、１日限りとしております。

３、決算の審査に当たっては、次のことに重点を置いて審査を行いました。

（１）決算計数は正確であるか、（２）収入、支出の事務は合法的に行われているか、（３）予算の執行はその目的に沿って効率的かつ的確に執行されているか、（４）財政の運営は健全かつ適正になされているか、（５）財産の管理は適正になされているか。

４、審査の結果でございますが、平成３０年度特別会計歳入歳出決算額は、意見書３２ページの第１表、第２表及び第３表のとおりでございます。審査に当たっては、歳入歳出決算書及び事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及びその他関係諸帳簿、証憑書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認いたしました。予算の執行、収入・支出事務処理及び財産管理につきましては、審査意見に述べているとおり適法かつ適正でありました。また、財政運営につきましても適正な運営がなされていることを認めました。

次に、意見書の４０ページをお開け願います。

国民健康保険特別会計の審査意見中、４０ページの中段に記載してございますが、本年度につきましては、赤字決算となり１，８７６万３４２円の翌年度歳入繰上充用金を行い、歳入不足を補填しております。国民健康保険特別会計におきましては、急激な高齢化の進行や医療技術の高度化により医療費が増加

する傾向にあり、国保財政運営は改善されない状況にあります。なお、国民健康保険事業につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となっておりますが、制度変更に伴う影響額を適切に把握するとともに、引き続き医療費抑制のための保健事業を実施し、生活習慣病予防などを行い、適正に対応していく必要があると思っております。

次に、42ページをお開け願います。

後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、先ほど説明がありましたように、黒字決算となっております。しかしながら、この特別会計も今後の急激な高齢者の増加などを考慮しますと、引き続き効率的な運営の努力をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、43ページをお開け願います。

基金についてでございます。

国民健康保険給付費支払準備基金は、本町の国民健康保険事業の円滑な運営に期するため、昭和57年6月に設置をされたもので、基金は毎年国民健康保険特別会計において見込まれる剰余金のうちから、予算の定めるところにより積み立てられるものでございますが、平成30年度につきましては赤字決算となっており、平成30年度末現在は1万円となっております。

以上、平成30年度大木町特別会計歳入歳出決算審査の結果を報告いたします。

議長 代表監査委員の報告を終わります。

これより安藤代表監査委員の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

安藤代表監査委員、ありがとうございました。

お諮りいたします。議案第４０号、議案第４１号については、第２決算審査特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第４０号平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第４１号平成３０年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、第２決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第８、議案第４２号平成３０年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第４２号平成３０年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、平成３０年度大木町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第３０条第４項の規定により、平成３０年度大木町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第42号平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由を申し上げます。

平成30年度大木町水道事業会計の決算につきましては、水道事業収入合計額2億2,537万3,000円に対し、水道事業費用合計額1億9,124万9,000円であることから、3,412万4,000円の純利益となっており、前年度未処分利益剰余金96万8,000円、そのほか積立金から組み入れた未処分利益剰余金3,383万円を加えた結果、平成30年度末における未処分利益剰余金は合計で6,892万2,000円となっております。

一方、同会計の決算における資本的収支は、資本的収入合計額2億5,725万円に対し、資本的支出合計額3億1,704万4,000円であり、差し引き5,979万4,000円の不足が生じておりますが、減債積立金から1,383万円、建設改良積立金から2,000万円、過年度分損益勘定留保資金から2,596万4,000円をそれぞれ補填したところでございます。

また、平成30年度大木町水道事業剰余金の処分につきましては、減債積立金として1,500万円、建設改良積立金として2,000万円、自己資本金として3,383万円、合計6,883万円を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜

りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長　それでは、説明いたします。水道事業会計の決算書の10ページ、決算附属書類という分野になりますが、そちらをお開きいただきたいと思います。10ページの中ほどです。イ、財政状況についてというところをごらんいただきたいと思います。

平成30年度の収益的収入及び支出につきましては、事業収益が2億2,537万2,648円、これに対しまして事業費用が1億9,124万8,733円であります。差し引き3,412万3,915円の当年度純利益となっております。それを踏まえて6ページをお開きください。

剰余金処分計算書（案）ということですが、こちらの表の下段にあります、こちらにありますとおり、この純利益については減債積立金及び建設改良積立金、合わせて3,500万円の積み立ての原資として充てまして、自己資本に組み入れるものとしております。

もう少し詳細に申し上げますと、前の5ページになります。剰余金計算書、こちらをごらんください。

この右から3列目、未処分利益剰余金という列になります。ここの一番下、当年度末残高、当年度末の剰余金の残高につきましては、先ほど申し上げました純利益3,412万3,915円、これに前年度の剰余金というのが96万8,062円ということで右から3列目の中ほどにあると思います。これと平成30年度中に減債積立金、建設改良積立金から繰り入れましたそれぞれ1,

3 8 2 万 9, 7 0 9 円と 2, 0 0 0 万円、これを加えた 6, 8 9 2 万 1, 6 8 6 円となります。この 6, 8 9 2 万 1, 6 8 6 円が、次の先ほど開いていた 6 ページで処分をこのような形で行うという処分（案）に今つながるといっわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、3 0 年度の純利益が自己資本への組み入れに充てられたという形になります。

再度、すみません、1 0 ページに戻っていただければと思います。

先ほどの財政状況についての後段の部分になります。

次に、資本的収支ですが、こちらにつきましては、収入の合計額 2 億 5, 7 2 5 万円、これに対しまして支出の合計が 3 億 1, 7 0 4 万 3, 8 5 8 円で、差し引き 5, 9 7 9 万 3, 8 5 8 円の不足となっております。これについて、減債積立金、建設改良積立金からそれぞれ 1, 3 8 2 万 9, 7 0 9 円、2, 0 0 0 万円を充てる。これについては先ほど 6 ページで説明したとおりです。

さらに、過年度分の損益勘定留保資金、こちらの勘定から 2, 5 9 6 万 4, 1 4 9 円を補填いたしております。

次に、ロ、配水状況についてをござんください。

水道事業における業務量はこちらの下表にありますとおり、年間配水量が 1 1 7 万 8, 2 3 7 立方メートル、こちらは対前年度の量と比較しまして、0. 3 5 % の減ということになります。これに対しまして、年間有収水量 1 1 1 万 5, 7 8 4 立方メートル、こちらは前年と比べて 0. 2 1 % の増という形になります。となりまして、表の中ほどですが、有収率、つまり使った水の量と収入になった水の量の比率を指しますが、これが 9 4. 7 % となって、前年度から 0. 5 ポイント良化をしているという状況です。

これは当然、高いほど効率的でありまして、漏水やメーターの不備などへの

一定の対策がとれているというふうに、無駄水がほぼないということで評価ができます。ちなみに、直近の公表データでは、類似団体の平均値で約 81%ほど、規模を問わず全国平均で 90%ほどとなっておりまして、高い水準で本町の有収率が維持されているということで評価できるかと思います。

最後に 16 ページをお開きください。

(2) 企業債の概況をごらんください。

こちらは一般論として設備投資を計画に基づいて行っていく、そういった中で、企業債を借り入れまして建設事業を行うということは、施設の耐用年数が長期にわたることなどを考えますと、後の世代にもひとしく費用を負担していただくことになりますので、公平な運営の方法だと言われております。

本町の企業債残高、表の右下になりますが、5 億 9,858 万 1,151 円、こちらは給水収益、これはちなみに 10 ページの先ほど見ていただいた表の右から 3 番目のところにあります。これは 30 年度で給水収益 2 億 1,234 万 6,443 円となっておりますが、この給水収益で割った倍数、これが 2.8 倍という形になっております。この倍数も指標の一つでありまして、当然高過ぎるという状態であれば、次世代への負担を回し過ぎているのではないかと思います。

この 2.8 倍という数字は、現状では類似団体の平均、これは前年度の公表データになりますが、類似団体の平均と比べますと、類似団体のほうが 4.6 倍ということで、本町の倍数は大きく下回っております。よって、財政の健全性を示す結果となっているということになります。しかし、今後も配水管路の更新が継続して行われていく、この必要があるということを考えますと、企業債残高が過度に膨張しないように、適正な起債抑制策を講じていく必要があると考えております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより代表監査委員の決算審査に関する報告を求めます。安藤代表監査委員。

代表監査委員 お疲れさまです。

それでは、平成30年度大木町水道事業会計歳入歳出決算審査の報告をさせていただきます。まず意見書の45ページをお開け願いたいというふうに思います。

審査についてでございますが、まず第1番目に審査対象でございます。

(1) 平成30年度大木町水道事業会計決算、(2) 総勘定元帳、関係証書類。

2、審査期間でございますけれども、令和元年7月26日、1日限りとしております。

3、決算の審査に当たっては、次のことに重点を置いて審査を行いました。

(1) 決算計数は正確であるか、(2) 経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、(3) 経営活動が経済性を発揮して行われているか。

4、審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事

業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認めました。

次に、意見書の４７ページをお開け願います。

工事についてでございますが、平成２７年度から第１期配水管耐震化工事に着手をされており、平成３０年度は工事４路線、工事本数にいたしまして９本の工事をなされております。工事費につきましては、２億５，３００万８００円を支出されています。その他、建物事前調査業務を委託し、１４０万１，８４０円を支出されております。

今後も計画的で効率的な実施に努めていただけるようお願いを申し上げます。

水道事業は、平常時はもちろん、地震災害や水害などの非常時において、住民の命をつなぐ非常に重要なライフラインの一つであります。これからも安定的かつ適正な水の供給に努めていただくことをお願いして、平成３０年度大木町水道事業会計歳入歳出決算審査の結果とさせていただきます。

最後に、意見書の５８ページ、５９ページを見ていただきたいというふうに思います。ここに意見書の結びとして書かせていただいています。総体的なことを書かせていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

この中でも特に、本町の総合戦略に掲げられた事業を継続的かつ確実に実施していくためにも、交付金の有効活用と自主財源の確保に努め、特に町税等の収納率向上には総力を挙げて対応し、善良な納税者に不満を抱かせることのないよう、なお一層の努力をされるよう強く要望しておきたいというふうに思います。

最後に、今後訪れる少子高齢化に伴う人口減少や厳しい経済情勢の中で、豊かで暮らしやすい大木町の実現のため、将来世代へ過大な負担を残すことがな

いよう、今後も財政を取り巻くさまざまな状況を的確に把握し、必要な財源の確保に努めるとともに、緊急性、必要性、経済性、効率性などに十分に配慮し、事務事業の見直し、選択を行い、各課の連携を図りながら適正に対処され、住民と行政の協働のまちづくりを推進し、さらなる住民福祉の増進に努められるよう切望して、監査委員の意見報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長　これより代表監査委員の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

安藤代表監査委員、ありがとうございました。

お諮りいたします。議案第42号については、第1決算審査特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、第1決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は、あす9月6日午前9時30分をお願いをいたします。お疲れでした。

延会 16時07分